農業資材審議会農薬分科会

農薬蜜蜂影響評価部会

（第２２回）

農林水産省　消費・安全局

農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会

（第２２回）

令和８年９月１０日（木）

１３：３０～１６：５５

農林水産省消費・安全局第１会議室

（ＷＥＢ会議形式の併用開催）

議　事　次　第

１　開　会

２　議　題

（１）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第３条第１項の農薬の登録に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第４条第１項第５号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第３号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について

・エチプロールを有効成分として含む農薬

・５－ニトログアイアコール・*o*－ニトロフェノール・*p*－ニトロフェノールを有効成分として含む農薬

（２）農薬取締法第８条第１項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第４条第１項第５号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第３号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について

・エチプロールを有効成分として含む農薬

・オキサミルを有効成分として含む農薬

・クロチアニジンを有効成分として含む農薬

・ジノテフランを有効成分として含む農薬

・ダミノジッドを有効成分として含む農薬

・ピラクロニルを有効成分として含む農薬

・ピリミジフェンを有効成分として含む農薬

・ブプロフェジンを有効成分として含む農薬

・プロパルギット（別名ＢＰＰＳ）を有効成分として含む農薬

・ペンシクロンを有効成分として含む農薬

・ベンフラカルブを有効成分として含む農薬

（３）その他

３　閉　会

午後１時３０分　開会

○農薬対策室長　ただいまから第22回農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の●●●です。本年８月６日に室長を拝命いたしました。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会は、会議室とウェブ会議形式の併用開催といたします。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしてください。発言希望等ございましたら、画面右上の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただき、順にお願いしたいと存じます。

しかしながら、急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たず、御自身でミュートを外し御発言いただいても構いません。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

本年６月、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会の委員の先生方で一部に改選がありましたので、ここで御紹介させていただきます。

臨時委員として御審議いただいておりました中村純委員が御勇退され、これまで専門委員として御審議いただいておりました横井委員に新たに臨時委員に御就任いただくこととなりました。

また、中村佳子委員と並木委員に新たに専門委員として御就任いただくこととなりました。新たに御就任いただいた先生方におかれましては、お力添えを頂きたく、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、農薬蜜蜂影響評価部会の部会長は、引き続き山本委員にお務めいただくことを先生方にお認めいただいておりますので、山本委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況でございます。

委員の方２名、臨時委員の方１名、専門委員の方３名に御出席いただいております。

農業資材審議会令第７条第１項におきまして、委員と臨時委員の過半数の御出席により本部会は成立すると規定されております。本日３名全員の御出席をいただいておりますので、本部

会は成立していることを御報告申し上げます。

本日の農薬蜜蜂影響評価部会では、新規申請された有効成分、再評価に係る有効成分に関するミツバチへの影響評価、その他について御検討いただきたいと思っております。

なお、新規申請及び再評価のうち一部の成分の議事において農業現場における農薬の使用状況等について御審議いただくことから、天野臨時委員に御参加いただいております。

また、新規申請された有効成分及び再評価に係る一部の有効成分に関する議事の際、農薬の環境中での動態等について御審議いただくことから、日本植物調節剤研究協会研究所の與語技術顧問に専門参考人として御参加いただいております。

さて、本日は委員改選後初めての農薬蜜蜂影響評価部会でございます。ここで、事務局を代表しまして、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の●●●より御挨拶を申し上げます。

○農産安全管理課長　こんにちは。

本年８月６日付で新たに農産安全管理課長を拝命しました●●●と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日誠にお忙しい中、農薬蜜蜂影響評価部会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃から農薬行政の推進につきまして御意見、御指導いただいておりますこと、この場を借りまして改めて御礼申し上げます。

ただいま事務局から紹介がありましたとおり、６月に委員の改選がございました。中村純臨時委員が御勇退されまして、これまで専門委員として御参画いただいておりました横井委員に新たに臨時委員として御就任いただきました。また、新たに中村佳子専門委員、並木専門委員に農薬蜜蜂影響評価部会に御参画いただくこととなりました。誠にありがとうございます。それぞれ専門的な立場から御指導、御助言いただけますと幸いです。

また、引き続き委員をお引き受けいただいている先生方におかれましても、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

農薬は安定的な食料生産を支える上で重要な生産資材でございますが、その一方で人の健康や環境に対する安全性等について、国内外で様々な議論や関心が寄せられております。特にミツバチは農業生産や生態系の維持において重要な役割を担っておりますことから、農薬によるミツバチへの影響につきましては国民的な関心も高く、適切なリスク評価を行うことが重要となっております。

こうした中、農薬のミツバチへの影響評価に当たりましては、最新の科学的知見に基づきまして、それぞれの農薬のリスクを個々の使用方法に即して適切に評価するとともに、評価の透

明性や客観性を確保していくことが重要です。この農薬蜜蜂影響評価部会におきましても、委員の皆様方に専門的な立場から幅広い御意見を頂きながら、科学的かつ公正な審議を進めていただくことがますます重要になっているものと考えております。

それでは、本日も御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○農薬対策室長　どうもありがとうございます。

本日は、個別の農薬について農薬のミツバチへの影響評価に関し御審議いただきます。農薬のミツバチへの影響評価の検討には申請者の知的財産である各種の試験成績が必要です。審議会の原則に従い公開にすれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがあります。申請者の知的財産権の侵害を防止し、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏洩を懸念することなく申請者から円滑に提供されるようにするため、個別の農薬のミツバチへの影響評価に関する審議の議事・資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には送付した関連ファイルを削除いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の農薬蜜蜂影響評価部会におきましても、対面で御参加いただいている委員の皆様には、資料及び参考資料ともに紙ではなくファイルを収蔵したタブレットを置かせていただいております。

配付資料一覧のPDFファイルに各議題の資料へのリンクを設定しておりますので、議題ごとに該当するファイルをお開きいただき、御覧くださいますようお願いいたします。

また、農薬の環境中における動態に関する情報等をまとめたものを机上配付資料とし、こちらも配付資料一覧にリンクを設定しておりますので、御案内の際にお開きいただき御覧くださいますようお願いいたします。

なお、不具合等のトラブルが生じた場合には、随時事務局までお知らせください。

では、これからの議事進行は●●●にお願いいたします。●●●、どうぞよろしくお願いいたします。

○●●●　本日は皆様、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題（１）として新規申請された二つの有効成分、議題（２）として再評価の対象となる11の有効成分のミツバチへの影響評価に関して議論いただく予定としております。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、公開することにより特定の者に不当な利益若し

くは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきますので、御承知おきください。

審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いします。

○農薬対策室長　平成30年９月14日の農業資材審議会農薬分科会におきまして決定いただきました利益相反の規定に基づいて、皆様に利益相反について確認を事前にさせていただきました。

本日審議いたします全ての成分について、委員の皆様から利益相反に関して特段の申出はありませんでしたので、ここで御報告いたします。

○●●●　報告ありがとうございます。

それでは、順番が前後しますけれども、議題（１）及び議題（２）を御審議いただく前に、議題（３）その他として、前回の第21回農薬蜜蜂影響評価部会において御審議いただいた新規申請の１成分及び再評価対象の９の成分、計10の有効成分について、それぞれの農薬蜜蜂影響評価書（案）に対する意見募集期間が終わりましたので、その結果について先に御議論いただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　事務局●●●より御説明させていただきます。

資料16－１から16－10が各成分の農薬蜜蜂影響評価書（案）に対する御意見と御意見に対する考え方をまとめた資料です。対面で御参加いただいている皆様のタブレット内の資料につきましては、16－１から16－10を一つのファイルにまとめております。

まとめて御説明させていただきます。

新規申請のイプトリアゾピリドに２件、再評価の成分については、ジチアノン、チオファネートメチル、テトラコナゾール、テブフェンピラド、フルチアセットメチル、ベノミル及びメソトリオンにそれぞれ１件の御意見をいただいております。グリホサートには全部で14件の御意見が寄せられましたが、このうちの１件はグリホサートのミツバチの影響評価に関する御意見ではございませんでした。

いただいた御意見は、ミツバチの影響評価方法全般に関するもの、また、行動異常も考慮した評価をすべき、今般の評価では提出されていない試験も踏まえた評価をすべき等の内容でございました。

これらの御意見に対する考え方としまして、ミツバチの影響評価法の御説明、ミツバチの行動異常を考慮した評価の現状、再評価１巡目における試験の提出要件等をお答えし、今後も公表文献を含めた新たな科学的知見の収集に努める旨、御回答することとしております。

また、トプラメゾンにつきましては１件の御意見が寄せられましたが、トプラメゾンのミツバチの影響評価に関する御意見ではございませんでした。

事務局からの御説明は以上でございます。

○●●●　ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、農薬分科会への報告につきましては、部会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○●●●　それでは、御承認いただきましたので、第21回農薬蜜蜂影響評価部会において御審議いただいた10の成分のそれぞれの農薬蜜蜂影響評価書（案）に対する意見募集の結果についてに関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、議題（１）に戻りまして、まずエチプロールの審議に入ります。

この議事におきましては、農業現場における農薬の使用状況等について御審議いただくことから、天野臨時委員に御参加いただき、また、農薬の環境中の動態等について審議する必要がありますので、與語専門参考人に御参加いただきます。

天野臨時委員、與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　御説明いたします。

エチプロールは第19回及び第21回の本部会において御審議いただきまして、本日が３回目の審議でございます。これまでと同様に、議題（２）の後発の新規剤、いわゆるジェネリック農薬と再評価の申請がありました農薬、併せて御審議いただきます。

これ以降の御説明におきましては、こちらも前回までと同様に、後発の新規剤につきましては「登録」、再評価につきましては「再評価」と呼ばせていただきます。

本日は、前回の第21回蜜蜂部会で御指摘いただきました事項への申請者の対応内容について御審議をお願いいたします。

御指摘いただいている事項は複数ございますので、指摘事項ごとに御説明させていただきますので、御審議をお願いいたします。

資料４がエチプロールの評価書でございます。前回お示ししていました内容から変更、追記

した箇所は黄色く塗り潰しております。

なお、「登録」におきましては、製剤名を変更する届けが出されたため、製剤名も見え消しで記載の上、黄色くしております。

では、最初の御指摘を御説明させていただきます。

作物名「水田作物、畑作物（休耕田）」に対する御指摘についての対応を御説明いたします。こちらは登録と再評価に共通した御指摘でございます。

「水田作物、畑作物（休耕田）」につきましては、イネ科の多年生雑草が優占していると想定されること、イネ科雑草ではない開花雑草であるセイタカアワダチソウの開花時期が農薬散布から１か月半以上間隔が空いていることから、ミツバチが本剤に暴露するおそれはないと御提案しておりました。

しかしながら、第21回の蜜蜂部会におきまして、多年生雑草が優占していても１年生の開花雑草は常に開花しており、ミツバチが暴露する可能性があるとの御指摘をいただきました。この御指摘につきまして、登録、再評価のそれぞれの申請者に伝えましたところ、「登録」は「当該適用を新規申請の中から取り下げ」、「再評価」は「当該適用を削除する」との回答がございました。

評価書の資料４、35ページを御覧ください。

この回答を踏まえまして、35ページの（５）その他の記載を削除いたしました。

作物名「水田作物、畑作物（休耕田）」の適用がなくなることで、このような場所で農薬が使用されることはなくなりますので、ミツバチが暴露する可能性はなくなると考えられ、事務局としましては、この対応内容で問題ないと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

「水田作物、畑作物（休耕田）」につきましては、前回の部会の御指摘を受けまして、登録では申請から取り下げ、再評価では登録を削除する対応が取られているという説明でした。

当該適用がなくなりますので、このような場所で使用されることがなくなり、ミツバチが暴露する可能性もなくなるということになりますので、この御指摘への対応についてはこれで問題ないと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、次の御指摘への対応について事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　二つ目の御指摘は、「登録」に対しまして、申請されている粒剤における水稲への湛水処理の精緻化に関するものです。

粒剤を稲に湛水散布する適用において「登録」の申請者からは粒剤を出穂７日前又は９日前に湛水散布し、出穂後の花粉残留濃度を測定した花粉残留試験を用いて精緻化することで使用時期を制限するための被害防止措置を課さずに使用可能であるということが提案されておりました。

しかしながら、精緻化に用いることが提案された花粉残留試験では、出穂７日前より出穂期に近い時期での処理や出穂期間中の処理における花粉残留濃度は確認しておらず、これらの時期に使用した場合にミツバチに影響を及ぼすことはないと判断することはできないとの御指摘をいただきました。

この御指摘を「登録」の申請者に伝えたところ、「「出穂７日前から出穂終了までを除く期間の使用に限る」との被害防止措置を課す」との回答がありました。

資料４、評価書の36ページを御覧ください。

この回答を踏まえまして、2.1.2暴露を低減するリスク管理措置を課す適用に提案されました「出穂７日前から出穂終了までを除く期間の使用に限る」を記載いたしました。

続きまして、45ページを御覧ください。

評価書の中で精緻化の結果をお示ししているこのページにおきましても、表の下に被害防止措置を課す旨を記載しております。

出穂７日前に湛水散布した花粉残留試験が提出されており、その結果による精緻化で問題ないと御判断いただいていること、また、前回の当部会における議論の中で、水稲であれば使用者が出穂の７日前を見極めることは可能であると御判断いただいていることから、事務局としましては、申請者のこの対応内容で問題ないと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

「登録」の粒剤の水稲への使用につきまして、花粉残留試験における処理時期を踏まえた精緻化の結果から、「出穂７日前から出穂終了までを除く期間の使用に限る」と被害防止方法を課すという対応を行うとの御説明でした。この対応で問題ないでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　この対応で問題ないと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　●●●ですけれども、出穂時期は、水稲農家もしっかり確認できますので、この対応でよいと判断します。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

「出穂７日前から出穂終了までを除く期間の使用に限る」という被害防止方法を課すということで問題ないと御判断いただきました。

それでは、続きまして、次の御指摘への対応について事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　三つ目の御指摘です。エチプロールの最後の御指摘でございます。「再評価」のうち、水稲の高濃度での散布等において、散布できる時間帯を制限するという被害防止方法に関する御指摘でございます。

水稲は１日のうち限られた時間帯にのみ開花する特性があること、その時間帯を避けて農薬を散布することで、ミツバチへの接触暴露を防ぐことができるのではないかという考え方に基づきまして、前回の部会において、フロアブル剤の高濃度での散布等を出穂期間中に行う場合に「出穂期間中に使用する場合は、午前８時から午後２時までを除く時間帯の使用に限る」と提案されました。

水稲の開花特性を踏まえて使用できる時間帯を制限するとの考え方そのものにつきましては、前回の部会において妥当ではないかと御判断をいただきました。

しかしながら、使用を制限する時間帯につきましては、ミツバチの採餌活動の特性を考慮すると、午後２時までの使用制限ではミツバチの被害を防止することは困難であると考えられること、一方で水稲の開花特性ですとかミツバチの採餌活動の特性を考慮すると、使用の制限を開始する時間は午前８時より遅らせてもミツバチが被害を受ける可能性は低いのではないかとの御指摘もいただきました。

この御指摘を「再評価」の申請者に伝えたところ、机上配付資料としてお配りしている考察が提出されました。提出された考察では、前回部会の議論の内容などを参考に検討された結果、水稲の開花特性及びミツバチの採餌特性の点から、採餌活動が主に行われる午前11時から午後４時までの時間帯の使用を避けることでミツバチの蜂群への影響を防ぐことができると提案されています。

また、考察においては、地域差や環境条件の違いにより主な採餌時間帯である午前11時の前や午後４時以降にも採餌活動が行われる可能性はあるが、このような時間帯に採餌のために水

田に訪れるミツバチは少数であり、それらの個体が農薬に暴露しても蜂群の維持に影響を与えるほどの被害にはならないとされています。

これらの考察を踏まえまして、申請者からは「出穂期間中に使用する場合は、午前11時から午後４時までを除く時間帯の使用に限る」と制限する時間帯の変更が提案されております。

資料４、評価書では36ページを御覧ください。

こちらの（３）の時間帯を「午前11時から午後４時までを除く時間帯の使用に限る」と変更しております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

水稲は１日のうちで限られた時間のみに開花するという特性があります。その時間帯を避けて農薬を散布することで、ミツバチへの接触暴露を防ぐことができるのではないかという考え方に基づきまして、前回の部会でフロアブル剤の高濃度での散布等を出穂期間中に行う場合には、使用時間帯を制限する被害防止方法を課すことが提案されました。この考え方そのものにつきましては、前回の部会におきましても妥当ではないかとの御判断をいただいたところですけれども、制限する時間帯について御指摘をいただきました。

前回の部会では、申請者から「出穂期間中に使用する場合は午前８時から午後２時までを除く時間帯の使用に限る」という提案が出されておりましたが、今回、前回の部会での御指摘を受けて、また、前回の部会での議論の内容などを参考に制限する時間帯を午前11時から午後４時までに変更するという提案がされております。

この点につきましては、幾つか整理して検討すべきポイントがあると考えますので、順に検討していきたいと思います。

まず１点目としまして、実際に農薬を使用する立場からこのような措置がどのように受け止められるかというところで御意見を伺えればと思います。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　●●●でございます。

御説明ありがとうございました。農業現場での影響ということですが、前回のこの審議でも少しお話をさせていただきましたけれども、やはり無人航空機での散布ということですので、ドローンあるいは無人ヘリを用いた防除が該当すると思います。この場合、大体早朝６時前頃から散布を始めて午前中のうちに終わりたいというような動きが中心になっているかと思っておりますので、申請者の提案、午前11時からということですので、これであれば大変ありがた

いとは思います。12時近くになりますと、もう夏場は暑過ぎますので、作業者の方が早めに終わりたいという意向はあるかと存じます。

それからもう一つ、夕方ですけれども、４時までは散布しないという提案です。これにつきましても、前回少しお話をいたしました水稲の出穂期は大体８月辺りかと思います。そうしますと、８月を過ぎてきますと、日の入りが早くなり、薄暗くなってきます。このときに例えば午前中にまき残したものを大急ぎでやろうという地域があったとしますと、作業上、目視がしにくくなりますので、架線への接触事故などの懸念があると私は考えております。

この点を踏まえますと、リスク管理措置の内容として、11時から４時の使用を制限することは、特に問題はないかと思っておりますけれども、一方で、事故防止という観点では農水省などから、この点に関する注意喚起が一層必要になろうかと感じております。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかの委員の先生方から御意見等があればお願いします。農薬を使用する立場から見てということになりますけれども、よろしいでしょうか。

●●●、お願いいたします。

○●●●　私も、●●●がおっしゃったとおりだと思います。特にドローンや無人ヘリという点を考えると、使っていい時期として、特に暗くなったり夜間では、飛行に関する法規制があり散布できないということもあると思います。また、遅い時間になってからの散布へのリスクがあることは、無人ヘリなどを使う場面から考えるとやはりあると思うので、午後４時頃までとの使用制限にしていただければ何とかなるのかなと考えました。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

次に、ミツバチを保護するという観点から、制限する時間帯とミツバチの行動特性との関係について御意見を伺いたいと思います。

水稲の開花特性として、開花は午前９時頃から始まって午後１時頃には終了すること、また、ミツバチの採餌特性として、水稲における働きバチの採餌活動は午前11時頃から本格化して、活動個体数がピーク時の10分の１以下になるのが午後４時であるということを踏まえますと、ミツバチの採餌活動が主に行われていると考えられる午前11時から午後４時までの時間帯の使用に制限するということによって、ミツバチへの接触暴露を防ぐことができるという申請者の

提案です。

このような考え方に基づく時間帯の使用制限につきまして、ミツバチの行動特性の観点から御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

●●●、いかがでしょうか

○●●●　私も前回いろいろと指摘させていただいたところですけれども、結構リジッドに固定できるものではないのではないかということをちょっと懸念しています。今、非常に気候変動が激しくて、今年もこれだけ異常気象が続いているという中で、植物側にしてもハチ側の行動にしてもいろいろと時空間変動がこれから激しくなるだろうと思います。そのような変動に応じて、その都度、こういった制限の時間を見直すというか、状況に応じてまたこの時間帯をどう設定するかというのをフレキシブルに考える対応が本当は必要ではないかということを、前回に引き続いて懸念しているところです。

現状の環境としては、提案の時間がベストであろうという御意見、御指摘をいただいているところだと思いますが、日本は非常に環境の変化が激しいところですので、十分な注意が必要だと思っております。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかの委員の先生から御意見ありますでしょうか。

もしないようでしたら、●●●の御発言につきまして、事務局からお願いします。

○農薬審査官　事務局●●●でございます。

御意見、御指摘ありがとうございます。●●●から御指摘いただきました気象条件ですとか日本は広いというところで、前回も地域差等というところの御指摘をいただいていたところで、フレキシブルな対応ですとか少し幅があるような対応が必要ではないかということではないかと前回の御指摘、今回の御指摘を踏まえて考えたところです。

今回、申請者からの対応の回答ですと、ミツバチの採餌活動が主に行われる時間帯のみでの制限であるため、いただいた御指摘を踏まえ事務局として考えますと、今提案されている時間帯の前後１時間ずつぐらいの幅を広げた制限の方がより安全側といいますか、より確実にミツバチの被害が防げるのではないかと考えました。水稲の開花特性を踏まえてミツバチの採餌活動を鑑みますと、おそらくミツバチの活動がピークになる時間というのは11時から４時の間には入るのだろうと思いますけれども、気象条件、地域の違いによってそのピークが前後にずれるということも十分考えられますので、そういったことも踏まえて制限の時間を少し広げて、

午前10時から午後５時までを除く時間帯に限る方がいいのではないかとも思ったところですが、いかがでしょうか。

○●●●　ありがとうございます。

事務局から使用を制限する時間帯の幅を前後にそれぞれ１時間拡大して、安全寄りに設定して、午前10時から午後５時までを除く時間帯に限るということが提案されておりますけれども、●●●、いかがでしょうか。

○●●●　もちろん使用を規制する時間帯自体を広げた方が安全ではあるというのは分かりますけれども、一方で使用者サイドとしても暗くなると事故のリスクも高くなるとの懸念が生じるということもありますので、本質的にこれは生態的な観点から見たら、リジッドに固定するというものではなく、やはりその状況に応じて、時々でミツバチの行動を見つつ見直すというのが本来の順応的・適応的な対応だと思っています。やはり規制管理の枠組みの中で、こういった使用を制限する時間を設定しなければならないということですので、制限する時間帯を広げていただけるのであればより一層安全側に立つであろうとは思っておりますけれども、使用者サイドの観点からの意見もあります。両者の意見を聞いた上で、できるだけ最大公約数的な判断をしていただければいいのではないかと思っております。

本当に今年１年だけをみても、全く従来の気象とは違っています。日照時間も違えば、おそらく気温も違っているという状況の中では、なかなか生態的な行動、あるいは植物における生理的な反応という部分も大分変わってくるだろうと思いますので、今後は順応的な対応というのが求められてくると思います。使用を制限する時間帯を広げるということは、生態リスクを低減させるという部分では、私としては好意的に受け止めたいところですが、使用者サイドにおいても十分配慮いただくということで、また、ほかの先生方からも御意見をいただいた上で総合的にまとめていただければと思います。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、●●●、先ほど実際に農薬を使用する立場から午前11時から午後４時までを除く時間帯の使用に限るという案で問題ないという御発言をいただきましたけれども、これが「午前10時から午後５時までを除く時間帯の使用に限る」と、前後１時間拡大した場合、いかがでしょうか。

○●●●　●●●でございます。

●●●から現場への配慮いただける御意見を賜りまして、ありがとうございます。

例えば午前10時までしか散布できないということになれば、おそらく現場はそれに合わせた計画を立てるとは思います。ただ、使用現場では、ある程度まとまった面積を防除する、いわゆる委託で共同防除になっており、個別の農家さんが一斉に散布しているわけではありません。委託を受けた方が、順次依頼された面積に散布しています。それから、出穂期は一斉に出穂しますので、また、普通期作や早期作などがあっても、ある程度まとまって決まった期間内に散布しなければいけないという状況です。そのような状況で、どんなに早朝から始めても、10時までに終われるかということが少し懸念はされます。ただ、10時までと言われれば皆割と真面目にちゃんと従ってくれるとは思います。

ただ、例えば午前11時までしか散布できないと言われたときに、11時ぎりぎりまで散布し、その後ぱっと終わるのかというと、おそらくそうではなく、その時間より少し前に終わることが通常です。そうすると、それが10時までしか散布できないよと言われると、10時より少し前に終わるというようことに現場としてはなると考えてますので、可能でしたら使用制限する時間を11時からとしていただけると現場としては大変助かると感じています。

それから、夕方につきましては４時でも５時でも、やはり事故の懸念を持っておりますので、リスク管理措置がどちらの時間までであっても、繰り返しますけれども、別途、事故防止喚起、なるべく夕方暗くなる時間の散布は避けましょうとの指導上の配慮をお願いしたいと思っております。夕方は、風も出てきますので、より墜落事故の可能性は高まりますので、そういった観点の指導も農水省の方で御配慮いただけたらと思っております。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

御指摘を踏まえ、事務局から提案があるということです。事務局お願いします。

○農薬審査官　御指摘、御意見ありがとうございます。

●●●、●●●から御意見、御指摘いただきまして、当然時間を守ってもらうことですとか暗くなってきたときの防除等の注意喚起というのは農水省からしていかなければならないと思っております。あとは●●●からもいただきましたとおり、より安全側にということであれば制限する時間帯を広くするというところもありつつも、使用現場というところにも配慮して総合的に検討して判断すべきということかと思います。いただいている御指摘、ご意見を踏まえますと、申請者から提案されている午前11時から午後４時までを除く時間帯の使用に限るというところで問題ないと御判断いただければ、記載すべき被害防止措置はこの内容にして、現場への周知、指導というのを我々はしっかり実施していくというところかと思いますけれども、

いかがでしょうか。

○●●●　●●●です。

今の御説明でおおむね問題ないと思います。要は環境が変動するという中では、逐次、ミツバチへの影響に関しましても、これで大丈夫かといったチェックと見直しができるように、農水省として対応していただければと思っております。何度も繰り返しますけれども、非常に日本は環境モザイクが大きい国でありますので、画一的にやって大丈夫かというところは常に念頭に置いておく必要があると思いますので、その点はむしろしっかりとこれで使用が開始されて以降、事故等がないかどうか、そういったことも含めて、きちんと管理、チェックしていただければよろしいかと思っております。

私からは以上です。

○●●●　ありがとうございます。

そうしましたら、ミツバチへの影響ということと、それから、一方で農薬の使用という立場のどこにバランスを取るかという問題ということだと思います。事務局から、午前11時から午後４時の使用を制限するというような形でいかがかと提案があり、●●●から、使用時間帯を制限することは、気候変動や地域による違いがある中での話なので、逐次見直しをかけていくというところ、それから、夕方の事故の懸念につきましては、これは農林水産省からも働きかけを強めていただくという御発言もあったと思います。

現状そういうような到達点ですけれども、これについて御意見があればお願いします。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見等ないようですので、これで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます

それでは、いろいろ御検討いただきましたけれども、資料の修正がないということになりますので、本日のエチプロールを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上とします。

○農薬対策室長　先生方、ありがとうございます。では、所要の手続を進めてまいりたいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、エチプロールの審議は終了ということで、天野臨時委員、お忙しいところ誠にありがとうございました。

○天野臨時委員　ありがとうございました。失礼いたします。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、議題（１）の次の成分として、５－ニトログアイアコール・ｏ－ニトロフェノール・ｐ－ニトロフェノールの審議に入ります。

この議事におきましても、農薬の環境中の動態等について審議する必要がございますので、與語専門参考人に参加していただきます。

與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○農薬審査官　資料５でございます。

５－ニトログアイアコール・ｏ－ニトロフェノール・ｐ－ニトロフェノールにつきまして御説明をいたします。

これらを成分とする農薬の原体につきましては、この三つの成分が混合しているものでございますが、ミツバチ影響評価に用いる室内毒性試験は、それぞれの成分で実施され提出されておりますので、成分ごとに毒性指標値を設定するということとしたいと思います。

資料５、３ページから７ページにかけて評価対象となる各成分の概要、物理的・化学的性状を記載しております。評価対象農薬は新規申請された植物成長調節剤、いわゆる植調剤でございます。

７ページの下部に申請に係る情報を記載しておりますが、５－ニトログアイアコール・ｏ－ニトロフェノール・ｐ－ニトロフェノールは、2024年11月時点で、米国、欧州等の国々で登録されております。

作用機作ですけれども、植物の細胞に影響し、生育促進、品質向上をもたらす効果があり、芝の生育に有効であることが確認されております。オーキシン、サイトカイニン、ジベレリン、アブシシン酸及びエチレン等のいずれの植物ホルモンとも異なる作用機作を有すると考えられております。

８ページの適用病害虫の範囲及び使用方法について御説明いたします。

三つの成分を含む二つの製剤が日本芝と西洋芝を適用作物として申請されております。植調剤としての使用目的は、芝の根の生育促進や根重の増加でございます。

続きまして、９ページ、IIのミツバチに対する安全性に係る試験の概要でございます。

表１から表３につきましては、各成分において今回の申請で提出されましたミツバチに対する安全に係る試験の一覧でございます。各成分、成虫単回接触毒性試験及び成虫単回経口毒性試験が各１試験、合計６試験提出されております。

また、令和６年４月１日以降に新規申請された農薬におきましても、公表文献に関する資料の提出を求めておりまして、本剤もその対象でございますが、評価の対象となる公表文献はございませんでした。

次に、各成分の成虫単回接触毒性試験の概要を御説明いたします。

まず、５－ニトログアイアコールですけれども、11ページを御覧ください。

５－ニトログアイアコールのナトリウム塩を被験物質として、EPAのガイドラインに準拠して実施された試験が提出されております。

供試生物数は50個体、陰性対照区として無処理区とアセトンの暴露区が設けられています。対照区の死亡率はいずれも10 %を超えておらず、試験結果に影響を及ぼすようなテストガイドラインからの大きな逸脱も認められておりません。48時間LD_{50}は88.0 µg/beeを超える値となっております。

本試験では、無気力、運動障害等の行動異常を示す個体が見られておりました。

続きまして、12ページを御覧ください。

ｏ－ニトロフェノールのナトリウム塩を被験物質とし、EPAのガイドラインに準拠し実施された試験でございます。

供試生物数は50個体、陰性対照区として無処理区とアセトンの暴露区が設けられています。対照区の死亡率はいずれも10 %を超えておらず、試験結果に影響を及ぼすようなテストガイドラインからの逸脱は認められておりません。48時間LD_{50}は84.7 µg/beeを超える値となっております。

本試験では、無気力の行動異常を示す個体が見られておりました。

13ページを御覧ください。

ｐ－ニトロフェノールのナトリウム塩二水和物を被験物質としました試験でございまして、EPAのガイドラインに準拠して実施されております。

供試生物数は50個体、陰性対照区として無処理区とアセトンの暴露区が設けられています。対照区の死亡率はいずれも10 %を超えておらず、試験結果に影響を及ぼすようなテストガイドラインからの逸脱も認められておりません。48時間LD_{50}は72.1 µg/beeを超える値となっております。

本試験におきましても、無気力の行動異常を示す個体が見られておりました。

続きまして、14ページから各成分の成虫単回経口毒性試験の概要を御説明します。

５－ニトログアイアコールのナトリウム塩を被験物質として、OECDのガイドラインに準拠

し実施された試験でございます。

供試生物数は48個体から70個体が用いられておりまして、陰性対照区として無処理区が設けられております。対照区の死亡率は10 %を超えておらず、試験結果に影響を及ぼすようなテストガイドラインからの逸脱も認められておりません。48時間LD_{50}は106 µg/beeを超えるとなっておりました。

本試験においては、行動異常の観察結果は示されておりませんでした。

続きまして、15ページを御覧ください。

ｏ－ニトロフェノールのナトリウム塩を被験物質として、OECDのガイドラインに準拠して実施された試験でございます。

供試生物数は31個体から61個体、陰性対照区として無処理区が設けられています。無処理区の死亡率は10 %を超えておらず、試験結果に影響を及ぼすようなテストガイドラインからの大きな逸脱も認められておりません。48時間のLD_{50}は106 µg/beeでございました。

本試験においても行動異常の観察結果は示されておりませんでした。

続きまして、16ページを御覧ください。

ｐ－ニトロフェノールのナトリウム塩を被験物質として、OECDのガイドラインに準拠して実施された試験でございます。

供試生物数は57個体から69個体、陰性対照区として無処理区が設けられています。対照区の死亡率は10 %を超えておらず、試験結果に影響を及ぼすようなテストガイドラインからの大きな逸脱も認められておりませんでした。48時間LD_{50}は52.9 µg/beeとなっております。

本試験においても行動異常の観察結果は示されておりませんでした。

続きまして、17ページ、III、毒性指標について御説明いたします。

表10には、ここまでで御説明いたしました毒性試験の結果概要として、毒性値を一覧で示しております。この毒性値からミツバチリスク評価に用いる毒性指標値の案について、表11にまとめております。最初に御説明しましたとおり、毒性指標値は成分ごとに設定をいたしております。

成虫単回接触毒性から御説明しますと、５－ニトログアイアコールは48時間LD_{50}値の88.0 µg/beeを超える値を採用し、毒性指標値は88 µg/bee、ｏ－ニトロフェノールは84.7 µg/beeの超値を採用し、毒性指標値としては84 µg/bee、ｐ－ニトロフェノールは72.1 µg/beeの超値を採用し、毒性指標値は72 µg/beeといたしました。

成虫経口毒性の毒性指標値としましては、５－ニトログアイアコールは106 µg/beeの超値を

採用し、毒性指標値は100 μg/bee、ｏ－ニトロフェノールは106 μg/beeを採用しまして、毒性指標値を100 μg/bee、ｐ－ニトロフェノールは52.9 μg/beeを採用しまして、毒性指標値は52 μg/beeといたしました。

続きまして、毒性の強さから付される注意事項ですけれども、いずれの成分につきましても成虫単回接触毒性、成虫単回経口毒性ともにLD_{50}が11 μg/bee以上であったため、注意事項は要しないとしております。

続きまして、IV、暴露量の推計について御説明いたします。

５－ニトログアイアコール、ｏ－ニトロフェノール、ｐ－ニトロフェノールを有効成分として含む製剤の適用作物は西洋芝及び日本芝のみであり、いずれも開花しない作物として通知において整理済みの作物です。

そのため、この使用に当たり本剤にミツバチが暴露しないと想定されることから、本剤は申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられるとまとめております。

資料５の御説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

新規の植物成長調整剤、いわゆる植調剤でございます。三つの成分が混合された原体ということですけれども、成分ごとに各種毒性試験が提出されていることから、それらの結果に基づいて成分ごとに毒性指標を設定するということが提案されました。

また、申請されている製剤ですと、適用作物がミツバチが暴露しないと想定されている作物として整理されている日本芝及び西洋芝であることから、暴露量の推計は行わないという説明でした。

事務局からの説明に御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いいたします。

○●●●　事務局の説明でよいと思いますけれども、説明があったように、これは３つの成分の混合剤で、含有量にはほぼ３倍ぐらいの違いがあります。それぞれの成分で評価するということなので、各成分の割合は関係なく、この評価ができると理解をすればよろしいでしょうか。

○●●●　事務局、お願いします。

○農薬審査官　事務局からお答えします。

今後、農業資材審議会農薬分科会の原体部会において原体規格が設定されることになりますけれども、原体規格が設定されますと、この３成分、それぞれがどのくらい含まれているもの

が原体として使われるのかが決められます。この原体を用いて製剤化して販売され、使用されたときのミツバチの暴露量というのは、製剤中の各成分の割合は変わらないので、常に変わらないことになります。現状、申請されている作物は芝だけであり、ミツバチが暴露しない作物ですけれども、今後、仮にミツバチが暴露する作物が適用拡大された場合でも、成分ごとに作物で暴露量を計算することが可能ですので、今回設定する毒性指標値と比較して、ぶれることなく評価できると思っております。

○●●●　よろしいでしょうか。

○●●●　分かりました。先ほどおっしゃったように、もし、適用作物が、ミツバチが訪花するという場合であっても、それぞれの成分で暴露量を計算して評価すれば結果は出てくると判断しました。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかに御意見ありますでしょうか。

それでは、私の方から１点確認をさせていただきたいと思います。室内毒性試験について、いずれの試験も軽微な逸脱が認められたものの、試験の信頼性に影響を及ぼすものではないということですけれども、問題ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

特に御意見等ないようですので、このまま進めさせていただきます。

資料の修正はありませんので、本日の５－ニトログアイアコール、ｏ－ニトロフェノール、ｐ－ニトロフェノールを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、続きまして、議題（２）の審議に入ります。

議事次第で一番上に記載のエチプロールにつきましては、先ほど後発新規、いわゆるジェネリックとして申請されているエチプロールと併せまして審議いたしました。

議題（２）のエチプロール以降の成分の審議に進みます。

議事次第の記載順と順番が前後しますけれども、まずはダミノジッド、ピラクロニル及びペンシクロンの審議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　三つの成分をまとめて御説明させていただきます。

ダミノジッドが資料９、ピラクロニルが資料10、ペンシクロンが資料14でございます。これらの成分につきましては、いずれも昆虫成長制御剤に該当せず、また、いずれも提出されている室内毒性試験の毒性値であるLD_{50}は超値又は11 μg/bee以上の確定値でございました。

ダミノジッドにつきましては、原体の所有会社が２社ありまして、そのうち、日本曹達から提出された成虫単回接触毒性試験及び成虫単回経口毒性試験における被験物質は、原体ではなく有効成分を85 %含む水溶剤でありました。申請者からは、試験に用いた製剤の有効成分以外の成分は無機塩類及び非イオン性の界面活性剤であり、その毒性と含有量から有効成分の毒性を増強又は緩和した可能性は低いとの考察が提出されております。

そのほかの試験につきましては、試験の信頼性に影響を及ぼすようなガイドラインからの逸脱は認められておらず、事前に委員の皆様に評価資料を御確認いただきましたところ、いずれの試験につきましても特段の御意見はございませんでした。

これらのことから、これらの成分につきましては、１巡目の再評価においてリスク評価を行う対象とはしないこととし、評価結果を申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられるとしております。

３剤まとめての御説明ですけれども、事務局からの説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

ダミノジッド、ピラクロニル及びペンシクロンの説明がございましたけれども、先生方から御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

私の方から１点確認させていただきます。ダミノジッドの成虫単回接触毒性試験及び成虫単回経口毒性試験におきまして、日本曹達から提出された試験は被験物質が原体ではなく製剤ということです。申請者からの考察では、有効成分のミツバチに対する毒性の影響はないということですけれども、ファインアグロケミカルからは原体を被験物質とした試験が提出されており、原体での試験実施が技術的に不可能ということではないと考えられます。したがって、製剤を被験物質とした試験を採用して毒性指標の検討に用いるべきではないと考えられますけれども、いかがでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　その判断でよろしいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、製剤を被験物質とした試験は採用しないということで進めたいと思います。

このことについて御意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に御意見ないようですので、製剤を被験物質とした試験は採用すべきでないと判断いたしまして、事務局いかがでしょうか。

○農薬審査官　御指摘ありがとうございます。

それでは、製剤を被験物質とした試験は採用せず、毒性指標の検討には用いないこととしたいと思います。一方で、成虫単回接触毒性試験、成虫単回経口毒性試験、ともにファインアグロケミカルからは原体を被験物質とした試験が提出されておりまして、ダミノジッドとして毒性指標を設定することは可能と考えられます。また、いずれの試験においてもミツバチに対する毒性は強くないと判断できると思いますので、ファインアグロケミカルから提出されている試験に基づいて毒性指標を設定したいと思っております。

ただ、日本曹達に対しましては、再評価１巡目に提出された製剤の試験は評価には用いないということ伝えた上で、再評価２巡目には原体を被験物質とした試験を提出するよう求めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○●●●　ありがとうございます。

事務局からの提案についていかがでしょうか。

○●●●　●●●です。

それでよろしいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかに御意見があればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局の案で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、ダミノジッドの評価書案の修正をお願いいたします。修正された評価書案の内容につきましては、部会長一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○●●●　御意見ないようですので、それで進めさせていただきます。

それでは、本日のダミノジッド、ピラクロニル及びペンシクロンを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。

評価書案の修正内容を御確認いただいた後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、議題（２）の次の成分ですけれども、本日、●●●が所用により途中退室されるということですので、これまでの部会で御指摘いただき継続審議となっているジノテフランとベンフラカルブから先に御審議いただきたいと思います。

最初に、ジノテフランの審議に入ります。この議事においても農薬の環境中の動態について審議する必要がございますので、與語専門参考人に御参加いただきます。

與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　事務局から御説明いたします。

ジノテフランは第11回、第19回及び第21回の本部会において御審議いただきまして、本日で４回目の御審議いただく回でございます。

本日は、前回の第21回の蜜蜂部会で御指摘いただいた事項への申請者の対応内容について御審議をお願いいたします。

なお、御指摘いただいている事項は複数ございますので、指摘事項ごとに御説明させていただきまして、御審議をお願いいたします。

ジノテフランの評価書、資料８でございます。前回お示ししました内容から変更、追記した部分は黄色く塗り潰しております。

一つ目の御指摘ですけれども、作物名「水田作物、畑作物（休耕田）」の適用に対する対応についてでございます。

先ほど御審議いただきましたエチプロールと同様、前回の部会の御指摘を申請者に伝えたところ、本成分の該当の適用については登録を削除するとの回答がございました。

評価書29ページを御覧ください。該当部分を削除することとしております。

エチプロールでも御説明しましたとおり、この作物名「水田作物、畑作物（休耕田）」の適用がなくなることで、このような場所で農薬が使用されることはなくなりますので、ミツバチが暴露する可能性はなくなり、事務局としましては、この対応内容で問題ないと考えております。

この御指摘に対する御説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

作物名「水田作物、畑作物（休耕田）」の適用について、エチプロールと同様の対応ということで、問題ないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

特に御意見等ないようですので、進めさせていただきます。

続きまして、次の御指摘について事務局から説明をお願いします。

○農薬審査官　二つ目の御指摘は、土壌処理シナリオで暴露量を推計したメロンの一部の使用方法、きゅうり、ズッキーニ、ピーマン、とうがらし類及びとうがらし（葉）の適用について、かぼちゃの花粉・花蜜残留試験の結果で精緻化してRQが0.4を下回るとの提案でしたが、事務局で確認したところ、RQが0.4を超えていたため申請者に考察の提出又は必要な被害防止措置について検討を求めておりました。

これらに対して申請者から、「精緻化によりRQが0.4を下回るよう、10 a当たりの使用量を制限する被害防止措置を課す」との回答がありました。

資料８、評価書の31から32ページを御覧ください。

有効成分の濃度が１ %の粒剤におきましては、「1.1 kg/10 aを超える場合は閉鎖系施設栽培での使用に限る」、有効成分の濃度が0.2 %の粒剤では、「5.5 kg/10 aを超える場合は閉鎖系施設栽培での使用に限る」との被害防止方法を課すとの提案がされております。この回答に合わせまして、評価書に暴露を低減するリスク管理措置を課す適用の記載をいたしました。

続きまして、評価書の42ページを御覧ください。

表25以降にRQが0.4を超えた適用について、提案された被害防止措置を踏まえて推計した暴露量とRQをまとめて記載しております。上段でRQが0.4を超えているところですけれども、１ %粒剤で10 a当たりの使用量を1.1 kgに制限することで、下段に記載のRQがいずれも0.4を超えていないことを確認しております。

また、対象の適用における使用量は全て１株当たりの処理量が定められているものでありますので、使用現場においてもこの制限を守ることは可能であると考えており、事務局としましては、この対応内容で問題ないと考えております。

なお、RQが0.4を超えた適用ではありませんが、申請者からは先ほどRQが0.4を超えた適用への対応と併せて確認したところ、とうがらし類の生育期に粒剤を株元散布する適用に対しまして、これまでは「閉鎖系施設栽培での使用に限る」を提案されていましたが、「閉鎖系施設栽培での使用又は開花期終了後の使用に限る」に変更するという提案もされております。このとうがらし類に株元処理等で土壌処理する適用については、これまでに審議いただきました他剤においても同様に「閉鎖系施設栽培での使用又は開花期終了後の使用に限る」という被害防止措置をお認めいただいております。この点につきましても事務局としては問題ないかと思っております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

対象となる適用においては、閉鎖系施設栽培以外での使用において10 a当たりの使用量を制限するという被害防止方法を課す対応をするとの説明でした。この対応について問題ないでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　株当たり何グラム処理というのは規定されていますし、御提案いただいている対応で十分守ることが可能だという判断はできますので、このような対応でよいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　●●●ですけれども、適用作物における使用方法は、株元処理ですので、実際の使用場面でもこれで問題ないと思いますし、使用量で制限することは暴露量の計算の観点からも問題ないと判断します。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、前回精緻化してもRQが0.4を超えた適用につきましては、閉鎖系施設栽培以外での使用において、10 a当たりの使用量を制限する被害防止方法を課すということで問題ないと御判断いただきました。

続きまして、次の御指摘事項への対応について事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　三つ目の御指摘は、いね科牧草の適用について、稲を用いたトンネル試験を使って第２段階評価することが提案されておりましたが、いね科牧草における単位面積当たりの最大有効成分投下量が提出されているトンネル試験の有効成分投下量を超えているということに対する御指摘でした。

この御指摘を申請者に伝えたところ、「150 L/10 aを超えて使用した場合は、開花前に収穫するとの被害防止措置を課す」との回答がございました。

評価書、資料８の32ページを御覧ください。

この回答を踏まえまして、被害防止措置として、（３）に記載のとおり「150 L/10 aを超えて使用した場合は、開花前に収穫する」を追記いたしました。

続きまして、46ページを御覧ください。

第２段階評価の結果を記載しているページですけれども、こちらにも被害防止措置として「150 L/10 aを超えて使用した場合は、開花前に収穫する」ことを課すことで、提出のあった

蜂群への影響試験による第２段階評価が可能と判断した旨、記載をいたしました。

続きまして、47ページにおきましても、いね科牧草に関する部分につきましては表の欄外に被害防止措置を記載しております。

いね科牧草の適用における希釈倍数は、稲の適用の範囲内でございまして、使用量が150 L/10 aに制限されることで稲を用いたトンネル試験による第２段階評価により、ミツバチの蜂群の維持に影響を及ぼさないことを確認しております。また、150 L/10 aを超えて使用した場合に、開花前に収穫するという部分につきましても、農薬の使用にかかわらず、開花前にいね科牧草を収穫している産地もあることから、使用現場においても特に問題にならないと考えております。

これらのことから、事務局としましては、申請者の対応内容で問題ないと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

いね科牧草におきまして、トンネル試験を用いた第２段階評価で問題ないと判断可能な有効成分投下量になるように、10 a当たりの散布量を150 Lまでに制限した上で、それ以上の量を散布した場合は開花前に収穫するという被害防止方法を課すとの説明でございました。この対応で問題ないでしょうか。

よろしいでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　この対応で問題ないと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　●●●ですけれども、いね科牧草は事務局から説明があったように開花前に収穫することはよくあることですので、問題ないと思います。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

10 a当たりの散布液量を制限した上で、それ以上の量を散布した場合は開花前に収穫するよう被害防止方法を課すということで問題ないと御判断いただきました。

ジノテフランにつきましては、前回の部会で御指摘いただいた内容への対応がいずれも妥当であると御判断いただきました。

資料の修正はございませんので、本日のジノテフランを有効成分として含む農薬のミツバチ

への影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、次にベンフラカルブの審議に入ります。

この議事においても、農薬の環境中の動態等について審議する必要があることから、與語専門参考人に御参加いただきます。與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　御説明いたします。

ベンフラカルブは第20回の本部会において御審議いただきまして、本日で２回目の審議でございます。

本日は前回の第20回部会で御指摘いただいた事項への申請者の対応内容について御審議をお願いいたします。

今回の御指摘いただいている事項が複数ございますので、指摘事項ごとに御説明をさせていただきます。御審議をお願いいたします。

資料15がベンフラカルブの評価書でございます。前回お示ししておりました内容から変更、追記した部分は黄色く塗り潰しております。

申請者に対する御指摘の御説明の前に、事務局にいただいた御指摘を踏まえた修正箇所の御報告をさせていただきます。評価書13ページを御覧ください。

トンネル試験の結果概要をまとめた表のうち、死虫数と蜂群強度の推移をまとめた部分につきまして、陰性対照区と陽性対照区の間でも統計処理を行って有意差がないことを確認していることから、陽性対照区の結果も記載すべきとの御指摘をいただきましたので、表中に陽性対照区の結果を追記いたしました。以上、御報告させていただきます。

続きまして、申請者にていただいた御指摘と対応について御説明させていただきます。

最初は土壌処理シナリオの暴露量の推計に用いるパラメーターのうち土壌吸着係数に関する御指摘でございます。

ベンフラカルブは土壌中での減衰が早く、土壌吸着係数の一般的な測定方法であるOECDのガイドライン106による土壌吸着係数の測定ができず、HPLCを用いて土壌吸着係数を推定するOECDのガイドライン121に準じた試験成績が提出されておりました。土壌処理シナリオによるミツバチの暴露量の推計に用いる土壌吸着係数として、先ほどのOECDのガイドライン121で推定した値である9,100を用いることが提案されておりました。

この提案に対しまして、第20回の本部会において適切ではないという御指摘をいただきまし

て、その旨、申請者に伝えたところ、土壌処理シナリオによる暴露量の推計に用いる土壌吸着係数は考慮せず、「０」とするとの回答がございました。

評価書の４ページを御覧ください。

土壌吸着係数、こちらはOECDのガイドライン106で推定した結果として9,100と提案をしていましたけれども、「減衰が早く、吸着係数の算出が不可」との記載に修正いたします。

続きまして、18ページを御覧ください。

土壌シナリオにより暴露量を推計する際のパラメーターを示しました表10でございます。土壌吸着係数のこの部分の記載も「考慮せず」に修正をいたしました。

土壌吸着係数9,100を用いて推計したミツバチへの暴露量でRQを計算したところ、第１段階スクリーニングで0.4を下回っていた適用が幾つかありましたけれども、それら全ての適用においてRQが0.4を上回る結果になりました。その結果、ベンフラカルブにおいてはミツバチが暴露しないと整理されている作物以外の適用は、全てスクリーニングでRQが0.4を超えることとなりました。これらの適用につきまして、申請者からは、提出されているハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験の結果を用いた第２段階評価を行って、ミツバチへの影響がないと判断できると提案されております。

評価書20ページを御覧ください。

表11からが第２段階評価の結果を示しておりまして、このうち、黄色く塗り潰した箇所が土壌吸着係数を考慮せず「０」で計算した結果として0.4を超えた適用でございます。いずれも使用時期が移植時、育苗期間中、定植時又はは種時のいずれかであること、また、処理量が0.52 kg ai/haから5.5 kg ai/haの範囲に収まっており、使用方法についてはいずれも土壌処理シナリオに該当する方法でございました。

一方で、トンネル試験における処理条件は、使用時期は「は種時」、処理量は10 kg ai/ha、処理方法は、土壌処理シナリオに該当する土壌混和です。新たに第２段階評価が提案されているいずれの適用においても、提出されているトンネル試験による第２段階評価により、蜂群に対して影響を及ぼすおそれはないと判断できると事務局としても確認しましたので、申請者の対応内容で問題ないと考えております。

この御指摘に対する事務局からの御説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

まず、土壌処理シナリオにおいて、土壌吸着係数を考慮せず「０」として暴露量を推計する

ということです。この対応で問題ないでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　OECDのテストガイドライン106では減衰が早くて吸着係数の算出ができないということですので、「考慮せず」、「０」にするという判断でよいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　●●●ですけれども、このベンフラカルブは環境中ですぐにカルボフランに変化してしまい、測定できないということと、第２段階評価でクリアしたということですので、問題ないと判断します。

○●●●　ありがとうございます。

土壌処理シナリオの暴露量は、土壌吸着係数を考慮せず「０」として暴露量を推計するということで問題ないと御判断いただきました。

一方で、土壌吸着係数を「０」として暴露量を推計した結果、RQが0.4を超過する適用がございます。これに対しまして、対象の作物はいずれも草本作物で、また、その使用方法から土壌処理シナリオに該当し、ハゼリソウを用いたトンネル試験による第２段階評価が可能と申請者から提案がありました。

また、いずれの適用におきましても、処理時期、処理量ともにトンネル試験の条件の範囲内でありまして、ミツバチに対して影響を及ぼさないことが確認されているという説明がございました。これらの説明の内容につきまして問題ないでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　トンネル試験の条件は10 kg ai/ha を投下していますので、それを使っての第２段階評価ということで問題ないと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、先ほども少し御意見がありましたけれども、改めていかがですか。

○●●●　●●●がおっしゃったとおり、処理量及び処理方法の観点から問題ないと判断しました。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

RQが0.4を超過した適用につきまして、第２段階評価を行うこと、また、その結果、ミツバチに影響を及ぼさないとすることについて問題ないと御判断をいただきました。

私から一つ確認させていただきたいと思います。資料の18ページの表10、暴露量の推計に関するパラメーターの中で、土壌吸着係数を「考慮せず」と記載しているところですけれども、「０」と数字を記載いただくことも検討していただけないかと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○農薬審査官　御指摘ありがとうございます。

この表には実際に暴露量推計に用いる数字を書いておりますので、「考慮せず」ではなく、実際に入力される「０」を記載することといたします。

○●●●　ありがとうございます。

土壌吸着係数について、「０」と記載することでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、次の御指摘への対応について事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　二つ目の御指摘も第２段階評価に関するものです。ハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験を用いて、花き類・観葉植物の生育期、発芽後、成長して花が咲いている時期に農薬が処理できる適用の第２段階評価を行うとの提案についての御指摘でございます。

申請者からはハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験の結果を用いて、花き類・観葉植物の開花直前や開花期間中でも使用可能な生育期の第２段階評価を行うことが提案されておりまして、これに対して、処理から開花までに一定の間隔があるトンネル試験の結果を用いて、開花直前や開花期間中に使用した場合の第２段階評価を行うことの妥当性が判断できないとの御指摘をいただいておりました。

この御指摘を申請者に伝えたところ、「閉鎖系施設栽培での使用に限る」との被害防止措置を課すとの回答がありました。

評価書17ページを御覧ください。

この回答を踏まえまして、2.1.1、リスク管理措置を課すことで暴露しないと評価した適用に（１）として「閉鎖系施設栽培での使用に限る」との被害防止措置を記載いたしました。この被害防止措置の内容につきましては、これまで御審議いただいた多くの剤において、ミツバチが暴露しないとお認めいただいていることから、事務局としても申請者の対応内容で問題ないと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

生育期に処理する適用につきましては、被害防止方法として「閉鎖系施設栽培での使用に限

る」を課すとの対応をする旨の説明がございました。この対応で問題ないでしょうか。

特に御意見がないようですので、花き類・観葉植物の生育期に処理する適用につきましては、被害防止方法として「閉鎖系施設栽培での使用に限る」を課すということで問題ないと御判断いただきました。

続きまして、次の御指摘への対応について事務局から説明をお願いします。

○農薬審査官　三つ目の御指摘は、こちらもハゼリソウのトンネル試験を用いた第２段階評価に関するものです。こちらにつきましては、ハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験を用いて、樹木類の第２段階評価を行うというところへの指摘でございます。

申請者からは、草本植物であるハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験の結果を用いて、木本植物である樹木類の第２段階評価を行うことが提案されておりました。この提案に対しまして、土壌中成分の根からの吸収動態や吸収後の植物体中における動態が草本植物と木本植物では異なると考えられることから、ハゼリソウのトンネル試験を用いて樹木類の第２段階評価を行うことの妥当性が判断できないと御指摘をいただいておりました。

この御指摘を申請者に伝えたところ、「発芽から落花までを除く期間の使用に限る」との被害防止方法を課すとの回答がありました。

評価書17ページを御覧ください。

この回答を踏まえまして、2.1.1、リスク管理措置を課すことで暴露しないと評価した適用の（２）として、「発芽から落花までを除く期間の使用に限る」と記載をいたしました。この被害防止措置に関しましても、これまで御審議いただいた多くの剤における適用でミツバチが暴露しない措置としてお認めいただいていることから、事務局としては申請者の対応で問題ないと考えております。

御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

樹木類の適用につきましては、被害防止方法として「発芽（萌芽）から落花（開花終了）までを除く期間の使用に限る」を課す対応をするとの説明でございました。この対応で問題ないでしょうか。

●●●、お願いします。

○●●●　基本的には問題ないと判断しますが、質問があります。

先ほどの花き類・観葉植物は、閉鎖系施設栽培に限るとのことで、実際に花き類などでは施設で栽培されていると思います。今回の樹木類ですと、多くが開放系になると思いますので時

期を制限することになりますが、実際この農薬を使う時期を大幅に制限してしまうということにならないでしょうか。先ほどの花き類・観葉植物であれば閉鎖系施設栽培に限って問題ないのかいうこと、樹木類でしたら、時期を制限した場合に、制限した時期に頻度高く使用されていることはないのでしょうか。

○●●●　ありがとうございます。

実際の現場での使用とのすり合わせということかと思いますけれども、事務局の方からお願いできますか。

○農薬審査官　御指摘ありがとうございます。

まず、花き類・観葉植物において閉鎖系施設栽培に限るというところですけれども、花き類や観葉植物は見た目も大事ですので、そもそも施設内で栽培されることが多いと考えており、一部露地での栽培もあるとは思いますけれども、大きな影響はないと考えております。

樹木類やつつじ類につきましても、萌芽から落花までを除く期間の使用に限るということで、花が咲いている時期には使えないということになりますけれども、例えばつつじ類ですと、もともと定植時処理の適用があったりですとか、樹木類の生育期の使用については、対象がアブラムシ類であるので、代替剤もあると思いますので、もし制限されたとしても、使用現場で防除ができなくなるということはないと考えております。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、よろしいですか。

○●●●　分かりました。ありがとうございます。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、樹木類の適用につきましては、被害防止方法として「発芽（萌芽）から落花（開花終了）までを除く期間の使用に限る」を課すことで問題ないと御判断いただきました。

続きまして、次の御指摘への対応について事務局から説明をお願いします。

○農薬審査官　四つ目の御指摘、ベンフラカルブの御指摘の最後でございます。ハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験を用いて、れんこんの第２段階評価を行うことの指摘への対応でございます。

１　ha当たりの有効成分投下量が10 kgであるトンネル試験の結果を用いて、使用時の最大の有効成分投下量が１　ha当たりで12 kgであるれんこんの第２段階評価を行うことの妥当性が判断できないとの御指摘をいただきました。

19ページを御覧ください。

この御指摘を申請者に伝えたところ、考察が提出されまして、単位面積当たりの有効成分投下量は、トンネル試験に比べてれんこんへの使用時に多くなりますが、農薬を土壌処理した際の耕耘深度を考慮した単位体積当たりの有効成分の量は、耕耘深度が深いれんこんの方が少なくなるため、ハゼリソウのトンネル試験を用いたれんこんの適用への第２段階評価が可能であり、その結果として蜂群への影響を与えるおそれはないとの内容でございます。

具体的には、ハゼリソウのトンネル試験における土壌の耕耘深度は約10 cmであったのに対しまして、れんこんの一般的な栽培における耕耘深度は通常15 cm以上であることから、この深さを考慮した際の単位体積当たりの有効成分量を比べております。

その量を計算した結果を評価書の24ページに記載しておりますので、24ページを御覧ください。

まず、れんこんの適用に従って１　ha当たりに処理した場合には、耕耘深度を0.15 mとして計算しますと、１　m^3当たり0.008 kgとなります。対しまして、ハゼリソウのトンネル試験と同じ処理量で１　ha辺りに処理した場合は、耕耘深度を0.1 mとして計算しますと、１　m^3当たり0.001 kgとなり、れんこんへの処理量よりもトンネル試験での処理量の方が多いことが確認できました。

この結果を踏まえまして、申請者はハゼリソウの試験を用いたれんこんの第２段階評価は可能であり、結果として蜂群への影響を与えるおそれはないと提案しております。事務局としましても、ここに記載のとおり単位体積当たりの有効成分量はれんこんでの使用時の方が少なくなる結果になっていることから、申請者の対応内容で問題ないと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

ハゼリソウのトンネル試験における耕耘深度と比べて、れんこん栽培時の耕耘深度の方が深いということで、単位体積当たりの有効成分濃度はトンネル試験の方が高くなりまして、れんこんの第２段階評価が可能であるという説明でした。

また、第２段階評価の結果、ミツバチの蜂群に対して影響を及ぼさないということが確認されているという説明でございました。この考え方で問題ないでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　れんこんの耕耘深度が深いというのは事実ですので、そこを踏まえて、容積当たりの有効成分投下量で比較すると、れんこんの方が少なくなるとの考察は妥当だと考えますので、こちらのトンネル試験を使っての評価ということでよろしいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　●●●がおっしゃったとおりで、れんこん及びトンネル試験での土壌混和の深度がそれぞれ10 cmと15 cmであり、実際れんこんはさらに深いところから耕起（代掻き）されるのが一般的なこともあります。そのため、容積当たりの量で考えると十分少ない量になりますので大丈夫だと思います。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、単位体積当たりの有効成分濃度の違いから第２段階評価が可能であり、その結果からミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断することについて問題ないであろうと御判断いただきました。

ベンフラカルブにつきましては、前回の部会で御指摘いただいた内容への対応がいずれも妥当ということで皆様から御判断をいただいたということになると思います。

資料の修正が表10にございましたけれども、評価書案の修正につきましては、事務局で修正案を作成していただき、部会長一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○●●●　それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日のベンフラカルブを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、ここで３時30分まで休憩にしたいと思います。●●●、ありがとうございました。

○●●●　どうもありがとうございます。では、ここで退室いたしますので、後はよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

午後３時２０分　休憩

午後３時３０分　再開

○●●●　それでは、再開いたします。

それでは、次に議題（２）のオキサミルの審議に入ります。この議事においても、農薬の環境中の動態等について審議する必要があることから、與語専門参考人に参加していただきます。

與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

本成分の審議におきましては、資料の分量が多いということで、事務局からの説明、それに続きます審議も区切りながら行いたいと思います。

それでは、事務局からⅠの評価対象農薬の概要からⅢの毒性指標のうち、蜂群への影響試験を除く部分の説明をお願いいたします。

○農薬審査官　事務局の●●●です。私から資料６に基づき説明いたします。

初めに、評価対象農薬の概要を説明いたします。

資料６の３ページを御覧ください。

評価対象成分は、オキサミルでございます。一般名、化学名、コード番号、分子式、構造式、分子量は記載のとおりです。

４ページにまいりまして、２の表に有効成分の物理的・化学的性状をまとめて掲載しております。水溶解度は178,000 mg/L、グラムにすると178 g/L、logPowが-0.04と非常に水溶性の高い成分でございます。

３、申請に係る情報ですが、記載のとおりオキサミルは2026年７月時点で、米国、カナダ、オーストラリア等で登録されております。

作用機作ですが、オキサミルはカーバメート系の殺虫・殺線虫剤でございまして、コリンエステラーゼ活性阻害による神経伝達阻害により殺虫活性を有すると考えられています。IRACでは１Aに分類されております。

次のページ、５ページにまいりまして、５の適用病害虫の範囲及び使用方法について御説明いたします。

オキサミルを含む製剤は、３製剤になります。詳細は別添１にお示ししておりますが、製剤は全て剤型が粒剤でございまして、野菜等のアブラムシ類等の防除やセンチュウの防除が主な適用となっております。

以上が適用対象農薬の概要となります。

続きまして、II、ミツバチに対する安全性に係る試験の概要の説明に移ります。

こちらの表１には、今回の申請において提出されたミツバチに対する安全性に係る試験の一覧をまとめております。

毒性試験は四つの室内毒性試験、内訳は成虫単回接触毒性試験、成虫単回経口毒性試験、成虫反復経口毒性試験及び幼虫経口毒性試験が各１試験提出されております。また、第２段階評価で使用する蜂群への影響試験として、トンネル試験が１試験提出されております。

公表文献の検索結果につきましては、同ページの下側から次のページに結果を記載しておりますけれども、公表文献の検索の結果、ミツバチへの影響評価の審議の対象となる室内毒性試験の結果が報告されている文献は認められませんでした。また、公表文献に関する情報収集においても、寄せられた情報はございませんでした。

それでは、四つの室内毒性試験の概要について御説明いたします。７ページを御覧ください。

成虫単回接触毒性試験の概要です。原体を被験物質とした実施された試験で、48時間のLD_{50}が0.47 µg/beeと算出されております。本試験はEPPOのガイドラインに準拠して1999年に実施されたものでございます。

供試生物数は対照区及び暴露区ともに50頭で、また、陰性対照区として水のみを暴露した区が設定されております。

本試験については、テストガイドラインからの重大な逸脱は認められておりません。陰性対照区における死亡も認められておりません。被験物質の暴露区は５用量区設定されており、明確な用量反応関係が認められております。

その結果、48時間のLD_{50}が0.47 µg/beeと解析されております。また、本試験では行動異常の兆候を示した個体は認められませんでした。

続きまして、８ページを御覧ください。

成虫単回経口毒性試験の概要でございます。原体を被験物質とした試験が実施されており、48時間のLD_{50}が0.38 µg/beeと算出されています。本試験もEPPOのガイドラインに準拠して1999年に実施されたものです。

供試生物数は対照区、暴露区ともに各50頭でございまして、陰性対照区として無処理区が設定されております。

本試験につきましても、テストガイドラインからの重大な逸脱は認められておりません。陰性対照区で１頭の死亡が認められておりますけれども、死亡率はテストガイドラインの妥当性基準である10 %を超えるものではございません。被験物質の暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められております。

その結果、48時間のLD_{50}は0.38 µg/beeと解析されております。また、本試験では行動異常の兆候を示した個体というのは認められていません。

続きまして、９ページを御覧ください。

成虫反復経口毒性試験の概要です。原体を被験物質として実施された試験でございまして、10日間のLDD_{50}が0.14 µg/bee/dayと算出されています。

本試験は2014年に実施されたもので、2017年のOECDのテストガイドラインの策定の前に実施された試験ですが、おおむねOECDのテストガイドラインに準じて実施されていることを確認しております。

供試生物数は対照区、暴露区とも各40頭でございます。また、陰性対照区として無処理区が設けられております。

本試験についてもテストガイドラインからの重大な逸脱は認められておりません。陰性対照区における死亡は認められておりません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、おおむね良好な用量反応関係が認められております。

その結果、10日間のLDD_{50}が0.14 µg/bee/dayと解析されています。本試験ですが、瀕死、無気力、運動障害等の兆候を示す個体が認められています。

続きまして、室内毒性試験の最後、10ページを御覧ください。

幼虫の経口毒性試験の概要です。原体を被験物質として実施された試験でございまして、72時間のLD_{50}が0.81 µg/beeと算出されております。本試験はOECDのテストガイドラインに準拠いたしまして、2014年に実施されたものでございます。

供試生物数は対照区、暴露区とも各48頭、また、陰性対照区として無処理区が設定されております。

本試験につきましても、テストガイドラインからの重大な逸脱は認められておりません。陰性対照区における死亡は認められていません。被験物質の暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められています。

その結果、72時間のLD_{50}が0.81 µg/beeと解析されております。

室内毒性試験、提出された４試験の概要に関する説明は以上となります。

それでは、資料少し飛びまして、13ページに移ります。

Ⅲ、毒性指標について説明いたします。

表７にただいま御説明いたしました毒性試験の結果概要として、毒性値を一覧で示しております。こちらの毒性値からミツバチのリスク評価に用いる毒性指標値の案について次の14ページの表８にまとめております。

毒性指標値の案といたしましては、成虫単回接触毒性試験については48時間のLD_{50}値を採用いたしまして、毒性指標値を0.47 µg ai/beeとしております。

成虫単回経口毒性につきましては、こちらも48時間のLD_{50}値を採用いたしまして、毒性指標値を0.38 µg/beeといたしました。

成虫反復経口毒性につきましては、10日間のLDD_{50}値を採用いたしまして、毒性指標値を0.14 µg/bee/dayとしております。

幼虫経口毒性につきましては、単回投与の試験の結果、72時間のLD_{50}が0.81ということで、こちらを採用いたしまして、毒性指標値を0.81 µg/beeとしております。

３の毒性の強さから付される注意事項ですが、オキサミルを含む製剤につきまして、オキサミルの成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性はともにLD_{50}が11 µg/bee未満であったため、注意事項を要すると考えております。

IからIIIまでの説明は以上となります。こちらで一旦説明を切らせていただきます。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、I、評価対象農薬の概要からIII、毒性指標までのうち、蜂群への影響試験を除く部分について御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いいたします。

○●●●　先ほど事務局から口頭で説明があった成虫反復経口試験の準拠したガイドラインについて、現在は「記載なし」とされていますが、内容を確認してみると、OECDのガイドラインに概ね準じていたとのことでした。そういう場合でも、評価書には「記載なし」と書くことになっているのでしょうか。

○農薬審査官　試験成績には「ノーガイドライン」と記載されており、評価書にはその記載を踏まえ「記載なし」としました。本試験と同様に、ちょうどガイドラインを作成中に草案を見て試験を実施した場合に、そのことが分かるように記載する試験施設もありますが、当該試験成績には、記載はありませんでした。おそらく試験実施の時期的に草案を見て試験を実施していると想定されますが、試験成績に記載がないため、「記載なし」としています。

○●●●　ありがとうございます。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきたいと思います。

○農薬審査官　それでは、説明を続けさせていただきます。

15ページを御覧ください。

IV、暴露量の推計及び暴露ごとのリスク評価以降について説明いたします。

まず、１のミツバチが暴露しないと想定される適用について御説明いたします。

オキサミルを有効成分として含む製剤のうち一部の製剤の適用作物には、ミツバチが暴露し

ないと想定される作物が含まれています。具体的にはこちらに記載のとおり、だいこん、ごぼう、リーフレタス、レタス、にんにく、にんじん、やまのいも、かんしょ及びたばこが該当いたします。

なお、これらの作物につきましては、全て通知でミツバチが暴露しないと想定される作物と整理済みでございます。そのため、これらの作物の適用につきましては、その使用に当たり本剤にミツバチが暴露しないと想定されるため、暴露量の推計は行っておりません。

続きまして、２のミツバチが暴露する可能性がある適用でございますが、リスク管理措置（被害防止方法）を課す適用の該当はございません。

次のページ、16ページにまいりまして、第１段階評価を行う適用ですが、暴露シナリオ別に説明をいたします。

まず、茎葉散布シナリオですけれども、茎葉散布シナリオの該当はございません。

次に、土壌処理シナリオの説明に移ります。

オキサミルを有効成分として含む製剤は全て粒剤であり、暴露量の推計が必要な適用は全て粒剤を土壌に処理するという使用方法でありますので、いずれも土壌処理シナリオで暴露量の推計が必要な適用であると整理しております。

同ページの表９を御覧ください。

土壌処理シナリオでスクリーニング段階における暴露量推計に用いるパラメーターのうち、経口暴露経路における摂餌量、農薬残留量、log Pow及び土壌吸着係数をまとめています。log Powにつきましては、本評価書４ページの物理的・化学的性状をまとめた表に記載の-0.04を用いることを提案しています。

次に、土壌吸着係数ですけれども、こちらは土壌吸着試験の結果の中央値を提案しております。こちらにつきましては机上配付資料を用いて説明させていただきます。

机上配付資料を御覧ください。

こちらの１に試験に用いた４種類の土壌の性質、下の２に試験結果を示しております。こちらの赤枠で囲った四つの値を用いて中央値を求めております。その結果、中央値は50.5でございまして、こちらの値を暴露量推計のパラメーターに用いることを提案しております。

それでは、評価書の本体の16ページに戻りまして、暴露量推計結果について説明をいたします。

こちらの表９のパラメーターを用いまして、第１段階評価のスクリーニングにおいて経口暴露経路の暴露量を推計し、RQを求めております。その結果、評価書の別添２に示しています

とおり、土壌処理シナリオにおけるスクリーニング評価を実施した結果、センチュウ防除を目的とした適用を除く適用については、投下量の多いきゅうりのアブラムシに対する一つの適用を除きまして、RQはいずれも蜂群への影響が懸念される水準である0.4を超えないことを確認しております。したがいまして、これらの適用につきましては、第１段階のスクリーニングにおいて蜂群への影響は懸念されないとの評価結果でまとめております。

一方で、その他の投下量の多いセンチュウの防除を目的とした適用、あと、投下量が多いきゅうりのアブラムシ類に対する一つの適用につきましては、成虫単回又は反復経口暴露のいずれかのRQが0.4を超えていたため、これらの適用につきましては半野外試験、今回の場合はトンネル試験の結果を用いた第２段階評価を実施しております。

第２段階評価の結果の説明に進む前に、提出のトンネル試験の概要について御説明させていただきます。

評価書少し戻りまして、11ページを御覧ください。

こちらの表６にトンネル試験の試験設計及び結果について概要をまとめております。トンネル試験の試験設計及び結果については、机上配付資料に試験場所の詳細や各種エンドポイントの測定結果のグラフなど、より詳細な結果をまとめていますので、そちらも御確認ください。

本試験ですけれども、2007年度版のOECDのガイダンスドキュメント75に準じて実施されております。試験はドイツで実施されております。試験期間は2014年の６月から８月で、被験物質であるオキサミルの処理区及び陽性対照としてIGRのフェノキシカルブを散布する区を設けまして、トンネルハウス内で開花期に10日間蜂群を暴露、その後、蜂群をハウス外に移動し、20日間維持しております。試験期間中、蜂群における蜂児の成長過程や成虫の死亡数等を調査しております。試験は４連で実施されています。

エンドポイントですけれども、当部会の取り決めにおいて第２段階評価で原則として用いると整理しております死虫数及び蜂群強度（蜂量）のほか、訪花虫密度や暴露開始時に卵の入った約200の巣房を確認しまして、その後の蜂児の成長を経時的に観察して、蜂児の成長停止率の解析などを行っております。

次のページ、12ページを御覧ください。

こちらの上の表が試験期間中の対照区及び被験物質処理区の死虫数の推移を示したもので、下の表が蜂群強度の推移を示したものでございます。いずれも処理区２について、期間を通して陰性対照区と処理区間に有意差は認められておりません。

本結果を用いまして第２段階評価を行った結果を評価書の19ページの表10にまとめています

ので、御覧ください。

こちらの表は第２段階評価を行った各適用の有効成分投下量とトンネル試験の試験条件を比較できるようにまとめたものになっております。各適用の最大有効成分投下量は2.4から４ kg ai/haであり、トンネル試験の処理区２の処理量である5.5 kg ai/haより評価する適用の方が少ないことが確認できます。そして、試験作物であるハゼリソウは評価する作物と同等以上にミツバチの訪花嗜好性が高いと考えられることから、本トンネル試験は第２段階評価を行う全ての適用の使用方法より過酷な条件で実施されていると判断し、本試験結果を表10に記載の全ての適用の評価に活用することを提案しております。

以上の結果、表10に記載の全ての適用について、蜂群への影響は懸念されないと評価結果をまとめております。

第２段階評価の説明は以上となります。

最後、まとめとなります。20ページを御覧ください。

第１段階評価に用いる毒性指標は、こちらの表にある値を提案しています。だいこん、にんじん、レタス等については明らかに暴露しない適用に該当すると整理しております。

こちらのページの下段から次のページの記載が暴露量を推計した適用の評価結果のまとめになりまして、暴露量の推計が必要な適用のうち、センチュウ防除を目的とした適用を除く適用につきましては、投下量が多いきゅうりのアブラムシ類に対する適用を除いて、スクリーニング段階においてRQが0.4以下ということを確認しております。

RQがスクリーニング段階で0.4を超えた適用につきましては、提出のあった半野外試験を用いて第２段階評価を行った結果、申請の使用条件よりも過酷な条件で実施した半野外試験の試験期間を通じて成虫の死虫数及び蜂群強度に影響は認められなかったことから、全ての適用で蜂群への影響は懸念されないとまとめております。

以上の結果より、「オキサミルは、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる」とまとめております。

資料６、オキサミルのIV以降の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

IV、暴露量の推計及び暴露ごとのリスク評価結果以降、蜂群への影響試験の説明がございました。順番に確認していきたいと思います。

まず、暴露量の推計及び暴露ごとのリスク評価結果です。

ミツバチが暴露しない作物と整理されている作物につきましては、いずれも通知で整理済みの作物であり、暴露量の推計は行わなかったという説明でしたけれども、問題ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、土壌処理シナリオの暴露量の推計に用いるパラメーターについて、御質問、御質問等ございますでしょうか。

それでは、私の方から１点確認させていただければと思います。土壌吸着係数について、４土壌の中央値を用いることが提案されていますけれども、この値で問題ございませんでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　中央値を採用するということで問題ないと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　私も●●●のおっしゃるとおり、ある程度幅のある土壌を見ていることと、この成分は最初に事務局の説明にもあったように水溶解度が非常に高いので、それらの点も踏まえて中央値を取ることでよいと思います。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

続きまして、蜂群への影響試験の結果について御議論をお願いいたします。

ハゼリソウのは種時に土壌処理したトンネル試験を用いた第２段階評価の審議は、ベンフラカルブに続いて２例目ということになります。

まず、トンネル試験の妥当性及び評価結果等について御確認いただき、御意見あるいは御質問等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

資料ですと、11ページから12ページです。

●●●、お願いいたします。

○●●●　この試験では、播種溝土壌混和と全面土壌混和の二つの処理区がありますけれども、この処理区の違いをもうちょっと説明してください。

○農薬審査官　試験設計としては、処理区１で処理区２よりも有効成分投下量が多い試験区です。具体的には、処理区２の有効成分投下量が5.5 kg ai/haであるのに対し、処理区１では8.6

kg ai/haとかなり投下量が多くなっております。処理区１の結果ですけれども、試験期間の最終のところで蜂群強度に有意差が認められております。一方で、評価する対象となる適用の投下量は2.4から４　kg ai/haということで、5.5 kg ai/haを処理した処理区２で無処理区と有意差がないという結果をもって、蜂群に影響はないと判断しております。

○●●●　分かりました。ありがとうございます。

○●●●　ほかに意見があればお願いします。

先に進めさせていただきます。

複数の作物における処理量の多い適用で、ハゼリソウの播種時に土壌処理したトンネル試験を用いて第２段階評価を行うことが提案されています。この提案について御意見、御質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私から２点ほど確認させていただきます。

第２段階評価が提案されている作物は、いずれもハゼリソウと同じ草本作物であることから、ハゼリソウのトンネル試験で第２段階評価を行うことは可能という説明がございましたけれども、問題ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、もう一点確認させていただきます。第２段階評価が提案されている作物の処理量は、トンネル試験の5.5 kg/ha以下であるということ、処理時期は定植前又は播種前であることから、ハゼリソウのトンネル試験の条件の範囲内であり、ミツバチに対して影響を及ぼさないことが確認されているということについて、事務局から説明がございました。この点について問題ございませんでしょうか。

よろしいですか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　使用方法に関しましても全面土壌混和ということで、ハゼリソウの試験と同じ条件ですので、問題ないと判断します。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　先ほど説明いただい処理量や、処理方法の観点からも問題ないと思いますし、使用時期について定植前と播種時の違いはありますけれども、その点も問題ないと判断しております。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

それでは、最後に、リスク評価結果（まとめ）ですけれども、オキサミルについては申請された使用方法に基づき使用される限りにおいては、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないとされておりますけれども、問題ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

特に御意見ないようですので、問題ないということで先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日のオキサミルを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、議題（２）の次の成分であるピリミジフェンの審議に入ります。

この議事におきましても、農薬の環境中の動態などについて審議する必要がございますので、與語専門参考人に参加していただきます。與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　引き続き私より説明いたします。

初めに、評価対象農薬の概要を説明いたします。

資料11の３ページを御覧ください。

評価対象成分はピリミジフェンでございます。一般名、化学名、コード番号、分子式、構造式、分子量は記載のとおりとなっております。

次のページ、４ページにまいりまして、２の表に有効成分物理的・化学的性状をまとめて掲載しております。こちらの成分は水溶解度2.17 mg/L、log Powは4.59と水溶性は比較的低い成分でございます。

次のページ、５ページ、３の申請に係る情報でございますが、記載のとおり、ピリミジフェンは2025年時点で、イスラエル、エクアドル、コロンビア及びイラクで登録されています。

４の作用機作ですけれども、ピリミジフェンはフェノキシエチルアミン系の殺ダニ剤でございまして、筋肉細胞内のカルシウムイオンの代謝異常を引き起こすことにより殺ダニ効果を示すものと考えられています。IRACでは21Aに分類されております。

次に、５の適用病害虫の範囲及び使用方法について説明いたします。

ピリミジフェンを含む製剤は１製剤のみとなっております。こちらの表にお示ししておりますけれども、製剤の適用はバラにおけるハダニ類の防除を目的とした適用、こちらのみとなっ

ております。

以上が評価対象農薬の概要となります。

続きまして、IIのミツバチに対する安全性に係る試験の概要について説明いたします。

こちらの表１に今回の申請において提出されたミツバチに対する安全性に係る試験をまとめております。毒性試験は成虫単回接触毒性試験が２試験、成虫単回経口毒性試験が１試験の計３試験が提出されています。

公表文献の検索結果を、６ページにまとめていますが、審議の対象とする文献はございませんでした。公表文献に関する情報収集においても、寄せられた情報はありませんでした。

次に、それぞれの試験成績の概要について説明いたします。

７ページを御覧ください。

こちらは一つ目の成虫単回接触毒性試験の概要です。原体を被験物質として実施した試験でありまして、48時間のLD_{50}が0.637 µg/beeと算出されております。本試験はEPAのガイドラインに準拠して1991年に実施されたものです。

供試生物数は対照区、暴露区ともに20頭でございます。また、陰性対照区としてアセトンのみを暴露した区が設定されております。

本試験については、テストガイドラインからの重大な逸脱は認められておりません。陰性対照区において死亡は認められておりません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められています。

その結果、48時間のLD_{50}は0.637 µg/beeと解析されております。また、本試験では行動異常は観察の対象とされていませんでした。

続きまして、８ページを御覧ください。

二つ目の成虫単回接触毒性試験の概要です。原体を被験物質として実施された試験でございまして、48時間LD_{50}が1.5 µg/beeと算出されています。こちらの試験はOECDのテストガイドラインに準拠して2024年に実施されたものでございます。

供試生物数は対照区及び暴露区ともに30頭です。また、陰性対照区として無処理区とアセトンのみを暴露した区が設けられております。

本試験についてはテストガイドラインからの重大な逸脱は認められていません。陰性対照区における死亡は認められていません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められております。

こちらの結果、48時間のLD_{50}が1.5 µg/beeと解析されています。こちらの試験ですが、瀕死、

運動障害、無気力の兆候を示す個体は認められております。

次のページ、９ページを御覧ください。

成虫の単回経口毒性試験の結果です。原体を被験物質として実施された試験でございまして、48時間のLD_{50}は0.616 μg/beeと算出されています。

こちらの試験はEPAのガイドラインに準拠して1991年に実施されております。

供試生物数は対照区、暴露区ともに20頭です。また、陰性対照区として助剤として用いたアセトンのみを暴露した区が設定されています。

本試験についてもテストガイドラインからの重大な逸脱は認められません。陰性対照区における死亡も認められておりません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められています。

こちらの結果、48時間のLD_{50}が0.616 μg/beeと解析されています。また、本試験では行動異常は観察の対象とはされていませんでした。

室内毒性試験、提出の３試験の概要に関する説明は以上となります。

10ページに移りまして、III、毒性指標について説明いたします。

こちらの表５には、ただいま説明いたしました毒性試験の結果の概要として毒性値を一覧で示しています。この毒性値からミツバチのリスク評価に用いる毒性指標の案について、同ページ、表６にまとめています。

毒性指標値の案といたしましては、成虫単回接触毒性は試験１及び試験２の48時間LD_{50}値の幾何平均値を採用いたしまして、0.97 μg/beeとしております。

成虫単回経口毒性は48時間のLD_{50}値である0.616 μg/beeを採用いたしまして、0.61 μg/beeとしております。

続きまして、３の毒性の強さから付される注意事項ですけれども、ピリミジフェンを含む製剤につきましては、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性はともにLD_{50}が11 μg/bee未満であったことから、注意事項を要すると考えています。

次のページ、11ページを御覧ください。

IV、暴露量の推計及び暴露ごとのリスク評価結果について御説明いたします。

まず、ミツバチが暴露しないと想定される適用についてですが、該当はございません。

続きまして、ミツバチが暴露する可能性がある適用のうち、リスク管理措置を課す適用です。

こちらは唯一の登録製剤の唯一の適用であります「ばら」につきまして、「閉鎖系施設栽培での使用に限る」とのリスク管理措置を課すことが提案されています。このリスク管理措置は

既にガイダンスにおいて整理されている内容であることから、当該適用についてはリスク管理措置によりミツバチが暴露しないものと考えられるため、暴露量の推計は実施しておりません。

また、ピリミジフェンにおきましては、ミツバチが暴露する可能性がある「ばら」の適用に対して、ただいま御説明いたしましたリスク管理措置を課すということで、ミツバチが暴露しないと評価する適用に該当するため、第１段階評価及び第２段階評価は行っておりません。

最後、12ページからのまとめです。

こちらに記載のとおり、ピリミジフェンは唯一の適用であります「ばら」に「閉鎖系施設栽培での使用に限る」とのリスク管理措置を課すことから、ミツバチが暴露しないと評価する適用に該当するため、蜂群への影響は懸念されず、申請された使用方法やリスク管理措置に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられるとまとめています。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○●●●　ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いいたします。

○●●●　５ページの適用病害虫の範囲と使用方法の説明の中で、「ばら」は「ばら（施設栽培）」とされており、そもそも施設でしか使用できない登録内容だったということですか。

○農薬審査官　ミツバチへの影響とは関係のない理由で既に「施設栽培」と入っていますが、こちらの「施設栽培」はいわゆる雨よけなども含まれていますので、そのような施設ではミツバチへの暴露を防止できるものではないため、ミツバチの被害防止の観点で、「閉鎖系施設栽培での使用に限る」ということを被害防止方法のところに記載するという判断です。

○●●●　ありがとうございます。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

特に御意見等ないようですので、先に進めさせていただきます。

資料の修正もありませんので、本日のピリミジフェンを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、次の成分であるブプロフェジンの審議に入ります。

この議事におきましても、農薬の環境中の動態等について審議する必要がございますので、

與語専門参考人に参加していただきます。與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官　資料12を御覧ください。

まず、評価対象農薬の概要を説明いたします。

資料の３ページを御覧ください。

評価対象成分はブプロフェジンでございます。一般名、化学名、コード番号は記載のとおりとなっております。

次のページにまいりまして、分子式、構造式、分子量は記載のとおりとなっております。

こちらの２の表に有効成分の物理的・化学的性状をまとめて掲載しています。水溶解度は0.387 mg/L、log Powは4.80と水溶性の低い成分でございます。

次の６ページ、３の申請に係る情報でございますが、こちらの記載のとおりブプロフェジンは2025年３月時点で、米国、豪州、EU、韓国等の地域や国等で登録されています。

続きまして、４、作用機作ですけれども、ブプロフェジンはチアジアジン骨格を有する殺虫剤で、対象害虫のキチン質の生合成を阻害することにより殺幼虫効果を示すと考えられています。IRACでは16に分類されておりまして、いわゆるIGR、昆虫成長制御剤に位置づけられる成分でございます。

続きまして、５、適用病害虫の範囲及び使用方法について説明いたします。

ブプロフェジンを含む製剤は14製剤になります。詳細は別添１にお示ししておりますが、製剤は水和剤、粉剤又は粒剤であり、主に水稲のウンカ類の防除に用いられていますが、稲のほか、果樹のカイガラムシ類や野菜類のコナジラミ類などの防除にも用いられております。

以上が評価対象農薬の概要になります。

続きまして、７ページ、II、ミツバチに対する安全性に係る試験の概要です。

こちらの表１は、今回提出されたミツバチに対する安全性に係る試験を一覧に示したものでございます。毒性試験は、成虫単回接触毒性試験、成虫単回経口毒性試験及び成虫反復経口毒性試験が各１試験、幼虫経口毒性試験が２試験の合計５試験が提出されております。

公表文献の検索結果ですけれども、検索の結果を７ページの下段にまとめていますが、審議の対象とする文献はございませんでした。公表文献に関する情報収集においても、寄せられた情報はございませんでした。

次に、それぞれの試験成績の概要について説明をいたします。

８ページを御覧ください。

まず、成虫単回経口毒性試験の概要になります。原体を被験物質として実施された試験でございまして、48時間のLD_{50}が200 μg/bee超という結果となっております。本試験はEPAのガイドラインに準拠して1996年に実施されたものです。

供試生物数は対照区、暴露区とも50頭です。また、陰性対照区として無処理区が設けられております。

本試験については、テストガイドラインからの重大な逸脱は認められていません。陰性対照区で１頭の死亡が認められていますけれども、死亡率はOECDのテストガイドラインの妥当性基準である10 %を超えるものではございません。被験物質暴露区は５用量区設定されておりますが、最大の用量区でも死亡は５頭でございまして、半数を超えていないという結果になっています。

こちらの結果から、48時間のLD_{50}が200 μg/bee超と報告されております。また、本試験では行動異常の兆候を示した個体は認められておりません。

続きまして、９ページを御覧ください。

成虫単回経口毒性試験の概要です。こちらも原体を被験物質として試験が行われており、48時間のLD_{50}が163.54 μg/bee超となっています。こちらの試験はOECDのテストガイドラインに準拠して2001年に実施されたものでございます。

供試生物数は対照区、暴露区ともに50頭です。また、陰性対照区として無処理区と助剤に用いたアセトンのみを投与した区が設けられております。

本試験についてテストガイドラインからの重大な逸脱は認められておりません。陰性対照区のうち無処理区で１頭の死亡が認められていますが、こちらもOECDのテストガイドラインの妥当性基準を満たしております。被験物質暴露区は１用量区設定され、いわゆる限度試験として実施されております。被験物質暴露区では死亡は認められておりません。

こちらの結果から、48時間のLD_{50}は163.54 μg/bee超と報告されております。また、こちらの試験につきましても行動異常の兆候を示した個体は認められておりません。

続きまして、10ページを御覧ください。

成虫の反復経口毒性試験の概要です。こちらも原体を被験物質として試験が行われており、10日間のLDD_{50}が171 μg/bee超となっています。こちらの試験は2014年にEPPOのガイドラインに準じ実施されたもので、こちらも先ほどの御説明と同様にOECDのテストガイドラインの策定前に実施されたものでありますけれども、おおむねOECDのテストガイドラインに準じて実施されていることを確認しております。

供試生物数は対照区、暴露区ともに各40頭、また、陰性対照区として無処理区が設定されています。

こちらの試験につきましても、OECDのテストガイドラインの条件からの重大な逸脱は認められていません。陰性対照区で２頭の死亡が認められていますけれども、死亡率はOECDのテストガイドラインの妥当性基準である15 %を超えてはいません。被験物質の暴露区は５用量区設定されておりますが、こちらの試験も最大の用量区でも死亡は１頭という結果でありまして、半数を超えるものではございません。

こちらの結果から、10日間のLDD_{50}が171 µg/bee/day超という報告になっております。こちらの試験につきましても、行動異常の兆候を示す個体は認められておりません。

続きまして、幼虫の試験の説明に移ります。

11ページ、幼虫の経口毒性試験の１試験目の概要です。原体を被験物質としてOECDのテストガイドラインに準拠して2014年に実施された単回投与の試験です。

供試生物数は対照区、暴露区ともに36頭を用いております。陰性対照区として無処理区が設けられています。陰性対照区で４頭の死亡が認められていますけれども、死亡率はOECDのテストガイドラインの妥当性基準である15 %は超えておりません。被験物質暴露区は１用量区設定されており、いわゆる限度試験として実施されております。被験物質暴露区の死亡数は７頭でございまして、半数は超えておりません。

こちらの結果から、72時間のLD_{50}は100 µg/bee超と報告されています。

最後、12ページ、幼虫経口毒性試験の２試験目の概要になります。こちらも原体を被験物質としてOECDのガイダンスドキュメントに準じて2018年に実施された反復投与の試験になっております。

供試生物数は対照区、暴露区ともに36頭を用いておりまして、陰性対照区として無処理区と助剤として用いたアセトンの区が設けられています。陰性対照区、無処理区と助剤の対照区でそれぞれ２頭及び１頭の死亡が認められていますけれども、死亡率はガイダンスの妥当性基準である15 %は超えておりません。被験物質暴露区は５用量区設定されていますけれども、最高用量区でも死亡は４頭であり、半数は超えていません。

こちらの結果から、120時間のLD_{50}が58.04 µg/bee超と報告されております。

室内毒性試験の説明は以上となります。

続きまして、13ページ、III、毒性指標について説明いたします。

こちらの表はただいま御説明いたしました毒性試験の結果の概要として、毒性値を一覧で示

しているものでございます。この毒性値からミツバチリスク評価に用いる毒性指標値の案につきまして、下段の表８にまとめています。

毒性指標値の案といたしましては、成虫単回接触毒性は48時間のLD_{50}であります200超を採用いたしまして、毒性指標値は200 µg/beeとしております。

成虫単回接触毒性は48時間のLD_{50}値を採用いたしまして、毒性指標値を160 µg/beeとしております。

成虫反復経口毒性につきましては、10日間のLDD_{50}の値を採用いたしまして、毒性指標値を170 µg/bee/dayとしております。

幼虫経口毒性は、試験１の単回投与の試験の72時間のLD_{50}値の100超を採用いたしまして、毒性指標値を100 µg/beeとしております。

なお、幼虫の試験につきましては、試験２の反復経口投与の試験につきましては、試験１の単回の試験が提出されていることから、毒性指標の検討には使用しないと整理しております。

続きまして、14ページ、３の毒性の強さから付される注意事項でございますけれども、ブプロフェジンを含む製剤につきまして、ブプロフェジンの成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性はともにLD_{50}が11 µg/bee以上であったため、注意事項は要しないと考えております。

本剤はただいま御説明したとおり、成虫の単回接触、単回経口ともにLD_{50}が11 µg/beeを超えていまして、また、成虫の反復経口の毒性も幼虫の経口毒性も11 µg/beeを超えており、ミツバチへの毒性は総じて低いですが、本剤はIGRに該当することから、評価ガイダンスに従いリスク評価を行っております。

14ページ、IV、暴露量の推計及び暴露ごとのリスク評価結果以降について説明いたします。

ブプロフェジンを有効成分として含む製剤のうち、一部の製剤の適用作物にはミツバチが暴露しないと想定される作物が含まれております。具体的には、こちらに示しているとおり、ふき、あさつき、ねぎ、らっきょう、いちじく、たばこ、茶、小麦及び麦類が該当いたします。

なお、こちらの作物につきましては、全て通知でミツバチが暴露しないと想定される作物と整理済みの作物です。

そのため、これらの作物の適用につきましては、その使用に当たり本剤にミツバチが暴露しないと想定されるため、暴露量の推計は行っておりません。

続きまして、２のミツバチが暴露する可能性がある適用の説明に進みます。

リスク管理措置を課す適用はございませんので、全ての適用について暴露量の推計を行っています。

茎葉散布シナリオは、15ページの表９のパラメーターを用いてスクリーニングを行った結果、全ての適用においてRQが0.4を下回ることを確認しております。

続きまして、土壌処理シナリオです。

土壌処理シナリオにつきましては、16ページの表10の暴露量の推計に関するパラメーターのうち、経口暴露経路における摂餌量、農薬残留量、log Pow及び土壌吸着係数をまとめております。log Powは本評価書４ページの物理的・化学的性状をまとめた表に記載の試験結果の値である4.80を用いることを提案しております。また、土壌吸着係数ですけれども、１つの土壌の試験結果である2,230を用いることを提案しております。

こちらの土壌吸着係数につきまして、机上配付資料について補足の説明をさせていただきます。机上配付資料を御覧ください。

こちらの資料の１に試験に用いた４種類の土壌の性質、２に試験結果を示しております。ブプロフェジンは土壌への吸着性が高く、試験に供した４種類の土壌のうち、３種類の土壌では水相中の有効成分の濃度を分析することができないため、土壌吸着係数を算出することができておりません。一方で、砂壌土を用いた試験では土壌吸着係数を算出することができています。このため、暴露量の推計に当たっては、土壌吸着係数が得られた当該試験の結果である2,230を用いることを提案しております。

それでは、評価書の本体の16ページに戻りまして、暴露量推計結果について説明いたします。

こちらの表10のパラメーターを用いまして、第１段階評価のスクリーニングにおいて経口暴露経路の暴露量を推計し、RQを求めました。その結果、土壌処理シナリオのスクリーニングを実施した全ての適用で経口暴露のRQが0.4を超えないことを確認しております。

種子処理シナリオの該当はなく、また、第１段階評価により全ての適用についてスクリーニング段階でRQが0.4以下となり、蜂群への影響は懸念されないとの評価結果になったため、第２段階評価を行う必要はありませんでした。

17ページ、評価結果のまとめになります。

こちらのページの前段から中央の部分までは、ここまで説明した評価の結果の内容を簡素にまとめて記載しております。下段に評価結果をまとめておりまして、茎葉散布シナリオ又は土壌処理シナリオに分類されるそれぞれの適用について、第１段階評価のスクリーニングの段階においてRQが0.4以下になったと記載しております。

以上の結果より、ブプロフェジンは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられるとまとめています。

資料12の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

提出されている各種毒性試験の結果からは、いずれも高い毒性は認められておりませんけれども、本成分は昆虫成長制御剤、いわゆるIGRに該当する成分であることから、再評価の１巡目におきましてもリスク評価の対象となる成分です。

第１段階評価を実施した結果、全ての適用についてスクリーニング段階で評価をクリアするという説明でございました。御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、お願いいたします。

○●●●　10ページの成虫反復経口毒性試験の欄外に１つの反復が偶発的な事故により喪失したと書かれていますが、試験成績にも特にこれ以上の情報は書かれていなかったという理解でよろしいでしょうか。

○農薬審査官　試験成績には10頭がアクシデントにより失われたという記載のみで、それ以外のことは記載されていませんでした。

○●●●　最高濃度区でも死亡が１頭なので問題ないとは思いましたが、念のために確認しました。

○農薬審査官　試験実施施設の信頼性という点では、疑問に思うところはありますけれども、この試験につきましては最高濃度区においても死亡が１頭ということで、評価結果には影響がないと判断いたしました。

○●●●　分かりました。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

私から１点、土壌吸着係数ですけれども、４土壌で試験が実施されていますが、吸着量が多いということもあり測定できない土壌もあったということで、鹿児島土壌の値を用いるということが提案されています。この値で問題ないでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　まず、log Powが4.8と非常に疎水性が高い物質ですので、鹿児島土壌以外の土壌で測れなかったというのは、仕方がないかなと判断します。砂壌土では測れたということで、鹿児島土壌の値を使うということでよろしいと思います。

○●●●　ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●●　私も●●●と同じで、これは砂壌土以外のところは軽埴土ということですよね。非常に土壌吸着の強いもので、砂壌土ぐらいでしか測れなかったということが分かりますし、その値も2,000を超える大きな値ですので、問題ないと判断します。

以上です。

○●●●　ありがとうございます。

そのほかの委員の先生方から、御質問等あればお願いします。

●●●、お願いいたします。

○●●●　●●●ですけれども、幼虫の反復経口の結果のLD_{50}のところに120時間と書いてありますが、この試験で見ているエンドポイントは22日なので、120時間とは書かないほうがいいのではないでしょうか。被験物質に暴露しているのは120時間だとは思いますが、そこがエンドポイントのように見えてしまうと思います。

○農薬審査官　現時点の日本の評価においては、成虫になるまで観察している幼虫の反復経口毒性試験が提出された場合でもあっても、幼虫の世代、暴露開始から120時間後までの影響を見ることとしております。

○●●●　結果の単位「μg ai/bee」と書いてあったので、羽化した数、試験開始22日後の死虫数なのかなと思ってしまったので確認しました。

○農薬審査官　本来であれば、幼虫試験の結果は「bee」ではなく「larvae」を用いるべきところですが、日本の評価ガイダンスで「larvae」ではなく「bee」を用いると整理しているので、評価書もそれに合わせて「bee」と記載しています。

○●●●　評価書の幼虫反復経口毒性試験の死亡数は120時間の時点の幼虫の死虫数ということですね。

○農薬審査官　そうです。試験全体の期間は22日間として実施されている試験ではありますが、幼虫世代の毒性で評価しております。

○●●●　分かりました。ありがとうございます。

○●●●　ありがとうございます。

特に修正は必要はなく、現在の評価書のとおりでよろしいですか。

ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、資料の修正は特にありませんので、本日のブプロフェジンを有効成分として含む農薬のミツバチへの影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　それでは、議題（２）の次の成分であるプロパルギット、別名ＢＰＰＳの審議に入ります。

この議事におきましても、農薬の環境中の動態等について審議する必要がありますので、與語専門参考人に御参加いただきます。與語専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○農薬審査官　それでは、資料13を御覧ください。

初めに、評価対象農薬の概要を説明させていただきます。

３ページを御覧ください。

評価対象の成分は、プロパルギット、別名はＢＰＰＳでございます。一般名、化学名、コード番号、分子式、構造式、分子量はこちらの記載のとおりとなっております。

４ページにまいりまして、こちらの表に有効成分の物理的・化学的性状をまとめて掲載しております。こちらの成分ですけれども、水溶解度は0.63 mg/L、log Powが5.7と水溶性が低い成分でございます。

次に、５ページにまいりまして、３の申請に係る情報でございます。

記載のとおりプロパルギットは2024年12月時点で、米国、豪州、ブラジル等の国々で登録されております。

作用機作でございますが、プロパルギットは亜硫酸エステル構造を持つ殺ダニ剤であり、ミトコンドリアATP合成酵素を阻害することで殺ダニ効果を示すと考えられています。IRACの分類では12Cとなっております。

次に、５、適用病害虫の範囲及び使用方法について説明いたします。

プロパルギットを含む製剤は、こちらの１製剤のみです。具体的な適用はこちらの表にお示ししておりますけれども、主に果樹におけるハダニ類等の防除を目的とした適用でございます。

以上が評価対象農薬の概要でございます。

続きまして、６ページにまいりまして、II、ミツバチに対する安全性に係る試験の概要の説明に進みます。

こちらの表に今回提出されたミツバチに対する安全性に係る試験を一覧にまとめております。毒性試験は、成虫単回接触毒性試験が２試験、成虫単回経口毒性試験が１試験、成虫の反復経口毒性試験が１試験、幼虫の経口毒性試験が２試験の合計６試験が提出されております。

公表文献の検索結果ですけれども、同ページの下段に検索結果をまとめておりまして、審議

の対象となる文献はないと判断しております。また、公表文献に関する情報収集においても、寄せられた情報はございませんでした。

次に、それぞれの試験成績の概要について説明いたします。

７ページを御覧ください。

成虫単回接触毒性試験の一つ目の試験の概要になります。

原体を被験物質として試験は実施されており、48時間のLD_{50}が15 µg/beeと算出されています。こちらの試験はEPAのガイドラインに準拠して1994年に実施されております。

供試生物数は対照区、暴露区とも50頭、陰性対照区として無処理区とアセトンのみを暴露した区が設定されております。

本試験についてはテストガイドラインからの重大な逸脱は認められていません。陰性対照区における死亡は無処理区で１頭の死亡が認められていますけれども、死亡率はOECDのテストガイドラインの妥当性基準を満たしております。被験物質暴露区は６用量区設定されており、おおむね良好な用量反応関係が認められています。

こちらの結果から、48時間のLD_{50}が15 µg/beeと解析されています。こちらの試験、無気力及び運動障害の兆候を示す個体が認められています。

続きまして、８ページを御覧ください。

成虫単回接触毒性試験の２試験目の概要となります。こちらも原体を被験物質として実施されており、48時間のLD_{50}が75.5 µg/beeと算出されています。

こちらの試験はEPPOのガイドラインに準拠して2002年に実施されております。

供試生物数は対照区、暴露区ともに各30頭、陰性対照区として水とアセトンのみを暴露した区が設定されております。

こちらの試験につきまして、テストガイドラインからの重大な逸脱は認められていません。陰性対照区における死亡は認められていません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、用量反応関係が認められております。

こちらの結果から、48時間のLD_{50}は75.5 µg/beeと解析されています。こちらの試験ですけれども、運動障害等の兆候を示す個体が認められています。

次のページ、９ページを御覧ください。

成虫単回経口毒性試験の結果です。こちらの試験も原体を被験物質として実施されており、48時間のLD_{50}が100 µg/beeを超えるとなっている試験でございます。

こちらの試験は、EPPOのガイドラインに準拠して2002年に実施されております。

供試生物数は対照区、暴露区ともに各30頭、陰性対照区として水及びアセトンのみを暴露した区が設けられております。

こちらの試験につきまして、テストガイドラインからの重大な逸脱はないと考えております。陰性対照区における死亡は認められておりません。被験物質暴露区は１用量区設定されている、いわゆる限度試験として実施されておりまして、被験物質、暴露区の死亡数は１頭であり、半数を超えておりません。

こちらの結果から、48時間のLD_{50}が100 µg/bee超とされています。こちらの試験ですが、行動異常の兆候を示す個体は認められていません。

次のページ、10ページ、成虫反復経口毒性試験の結果の概要となります。

こちらの試験も原体を被験物質として実施されており、10日間のLDD_{50}が3.4 µg/bee/dayと算出されている試験でございます。

こちらの試験はOECDのテストガイドラインの草案に準じて2016年に実施されたものでございます。

供試生物数は対照区は各60頭、暴露区は各40頭、陰性対照区として無処理区及び助剤として用いたアセトンの区が設定されております。

こちらの試験につきましても、OECDのテストガイドラインの条件からの重大な逸脱は認められていません。陰性対照区における死亡は、無処理区及びアセトン区でそれぞれ２及び３頭でしたが、死亡率はOECDのテストガイドラインの妥当性基準であります15 %を超えてはおりません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められています。

こちらの結果から、10日間のLDD_{50}が3.4 µg/bee/dayと解析されております。こちらの試験中に瀕死、けいれん、運動障害等の兆候を示す個体が認められております。

11ページ、幼虫経口毒性試験の１試験目の概要になります。

原体を被験物質としてOECDテストガイドラインに準拠して2016年に実施された単回投与の試験でございます。

供試生物数は対照区と暴露区ともに48頭用いております。陰性対照区として無処理区及び助剤として用いたアセトンの区が設けられております。陰性対照区における死亡は無処理及びアセトン区でそれぞれ５及び３頭でございましたが、死亡率はガイドラインの妥当性基準である15 %は超えておりません。被験物質暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められている試験でございます。

こちらの結果から、72時間のLD_{50}は30 µg/beeと解析されています。

最後、幼虫の経口毒性試験の２試験目、12ページを御説明いたします。

こちらも原体を被験物質としてOECDのガイダンスドキュメントに準拠して2017年に実施された反復の投与の試験でございます。

供試生物数は対照区、暴露区ともに48頭を用いておりまして、陰性対照区として無処理区と助剤として用いたアセトンの区が設けられています。陰性対照区における死亡ですけれども、無処理区と助剤の対照区で１頭の死亡が認められていますが、死亡率はガイダンスドキュメントの妥当性基準を満たしております。被験物質暴露区は５用量区設定されており、良好な用量反応関係が認められております。

こちらの結果から、幼虫の世代のところですけれども、120時間のLD_{50}は22 µg/beeと報告されております。

室内毒性試験の６試験の概要説明は以上となります。

13ページ目に移りまして、III、毒性指標について説明いたします。

表８には、ただいま説明いたしました毒性試験の結果概要として毒性値を一覧で示しております。こちらの毒性値からミツバチのリスク評価に用いる毒性指標の案について、次のページ、表９にまとめています。

毒性指標値の案といたしましては、成虫単回接触毒性は試験１及び試験２の幾何平均値を採用いたしまして、毒性指標値を33 µg/beeと提案しております。

成虫単回経口毒性試験は、48時間のLD_{50}値を採用して、毒性指標値を100 µg/beeとしております。

成虫反復経口毒性につきましては、10日間のLDD_{50}値であります3.4 µg/bee/dayを採用して、こちらの値としております。

幼虫の経口毒性につきましては、試験１の単回投与試験の72時間のLD_{50}値を採用いたしまして、毒性指標値を30 µg/beeと提案しております。

なお、先ほどの成分と同様に試験２の反復経口毒性試験につきましては、試験１の単回の試験が提出されているということから、毒性指標の検討には使用しないと整理しております。

続きまして、14ページ、３の毒性の強さから付される注意事項ですけれども、プロパルギットを含む製剤につきましては、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性はともにLD_{50}が11 µg/bee以上であったため、注意事項は要しないと考えております。

次のページ、15ページを御覧ください。

IV、暴露量の推計及び暴露ごとのリスク評価結果以降について説明いたします。

まず、ミツバチが暴露しないと想定される適用についてですが、こちらは該当ございません。

続きまして、ミツバチが暴露する可能性がある適用のうち、リスク管理措置を課す適用ですけれども、こちらの成分の唯一の登録製剤でありますそこの全ての適用、具体的には、りんご、みかん、かんきつ、ぶどう、もも、すももにつきまして、全て「閉鎖系施設栽培での使用又は発芽から落花までを除く期間の使用に限る」とのリスク管理措置を課すことが提案されています。この取扱いは既にガイダンスにおいて整理されている内容であることから、当該適用につきましては、リスク管理措置によりミツバチが暴露しないものと考えられるため、暴露量の推計は実施しておりません。

そのため、プロパルギットにおきましては、ミツバチが暴露する可能性がある全ての果樹の適用に対しまして、ただいま御説明いたしましたリスク管理措置を課すことでミツバチが暴露しないと評価する適用に該当すると判断できるため、第１段階評価及び第２段階評価は行っておりません。

最後、16ページからまとめております。

こちらに記載のとおり、プロパルギットは唯一の製剤の全ての果樹の適用に対して、「閉鎖系施設栽培での使用又は発芽から落花までを除く期間の使用に限る」とのリスク管理措置を課すことから、全てミツバチが暴露しないと評価する適用に該当すると判断できるため、蜂群への影響は懸念されず、申請された使用方法やリスク管理措置に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられるとまとめております。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○●●●　ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、私から最終的な結論ということになりますが、１点確認させていただきます。

ミツバチが暴露する可能性がある作物においては、全て被害防止方法を課すことでミツバチが暴露しないと整理されておりますけれども、問題ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のプロパルギットを有効成分として含む農薬の蜜蜂への影響評価に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長　御審議ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●　次に、クロチアニジンの審議に進みたいと思いますけれども、事務局、いかがでしょうか。

○農薬審査官　すみません、本日予定している時間が17時までということで、時間的に次の議題に進む余裕がないと考えております。

○●●●　分かりました。

クロチアニジンの審議には進めていませんけれども、予定していた時間になりましたので、本日の審議は以上としたいと思います。

そのほか、先生方から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、議事は以上ですので、議事進行を事務局にお返しいたします。

○農薬対策室長　部会長、先生方、本日は熱心に御審議賜りまして厚く御礼申し上げます。

なお、次回の農薬蜜蜂影響評価部会につきましては、調整し、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の議事要旨、議事録につきましては、事務局で案を作成後、委員の方々の確認を取らせていただきたいと思っております。事務局案ができましたら御確認等よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会を閉会します。どうもありがとうございました。

午後４時５５分　閉会